

第 45 回人権理事会会議記録

房野 桂 作成

2020 年 9 月 14 日(月)午前 第 1 回会議

記事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書、人権高等弁務官事務所・事務総長報告書

会期開会

開会ステートメント: Elisabeth Tichy-Fisslberger 人権理事会議長

作業計画: Elisabeth Tichy-Fisslberger、ロシア連邦

作業計画の採択

ベラルーシの人権状況に関する緊急討議: Ms. Tichy-Fisslberger

発言国: ドイツ、ヴェネズエラ、オランダ、デンマーク、チェコ共和国、オーストラリア、ポーランド、スペイン

当該国ステートメント: ベラルーシ

賛成 25 票、反対 2 票、棄権 20 票で、ベラルーシの人権状況に関する緊急討議開催を決定。9 月 18 日(金) 午前 10 時に緊急討議の開催を決定。

人権に関する世界最新情報: ミッチェル・バチュレ人権高等弁務官

COVID-19 で、素早く動く世界的な保健危機が、世界中で、よりゆっくりした、より深く根差した政治的・社会的・経済的危機と衝突してきた。

ベラルーシで、社会の平和を再構築するには、幅広い対話と改革と重大な人権侵害に対する説明責任が必要であり、**ポーランド**での暴力と苦情申し立てのさらなる増加を防ぐためには、3つの領域での行動に重点を置くよう理事会を奨励し、私は、集会の自由の制限と「LGBTI 自由地帯」という受け入れ難い文言を用いて自分たちをこう呼んでいる町に対する政府の支持を含め、LGBTI の人々と活動家の継続する抑圧を懸念している。**ギリシャのレスボス**での先週の移動者キャンプでの火事は、何千人もの人々の生活にひどいインパクトを与え、欧州連合加盟国との連帯と共通の責任の必要性を強調した。欧州連合諸国の海と陸の国境での押し戻しと集団的排除の報告は、---法的責務に違反しており、移動者の生活と権利に重大な結果を持ち---独立した監視と検証を必要とする。

レバノンでは、ベイルート港での先月の化学物質倉庫の爆発は、崩れつつある人々の生活・生計・希望のさらなる破壊を生み出した。人権の原則がこの悲劇からの再建努力に完全に統合されることが極めて重要である。**パレスチナ被占領地**では、ガザでの COVID-19 の症例が急激に増加している状態で、保健セクターは、閉鎖の側面が解除されない限り今では完全な崩壊に直面している。国際法の違反するこの閉鎖は、結局はイスラエル人のためにもパレスチナ人のためにも安全保障と平和をもたらすことができず、緊急に解除されるべきである。

私は、**イラン**での人権弁護士 Nasrin Sotoucdh の長引くハンガー・ストライキに困っている。緊急の公衆衛生措置として、もっと多くの一時的釈放を追求し、政治犯と良心による囚人を即座に釈放するよう当局に要請する。**イラク**では、武力集団による継続する活動家と人権擁護者の殺害と攻撃---説明責任

のない---が深く懸念され、今後説明責任を保障し、そのような行為を防止するために事実確認委員会を設立するという公約に基づいて素早く行動するよう政府を奨励する。シリアでは、流行病が、故意による爆撃とその他の紛争の影響による保健制度の破壊と基本的ニーズにさえ応えられない設備不足を明らかにし、世界食糧計画は、この国の930万人の人々が食糧の不安定に直面していると報告した。

サウディアラビアでは、サウディアラビア女性が男性と平等に自分で選択ができるようエンパワーされることを要求してきた女性人権擁護者の継続する恣意的拘束について深く懸念しており、彼女たちが遅滞なく釈放されるべきであることを述べる。人権高等弁務官事務所は、5年前に技術ミッションが行われた西サハラの状態の遠隔監視を行っている。このようなミッションは、すべての側での重要な事件問題を明らかにするために重要であり、苦情申し立ての増加を防止することに貢献する。

マリに関しては、特に安全保障状況の極端な脆弱性を仮定して、安全保障活動中を含め、人権が支持されることが極めて重要である。8月18日の出来事に関連して、違法に拘束されている者はすべて釈放されるべきであり、移行政治取り決めのすべての継続中の討論は、その核心にすべてのマリ人の基本的権利がなければならない。タンザニアでは、人権にとって深く悪化していく環境となりつつある民主的な市民のスペースの抑圧が増えていることに理事会の注意を引きたい。エチオピアでは、意味ある人権に基づく改革をもたらす最近の注目すべき努力にもかかわらず、7月のオロモの歌手と活動家の殺害は、国中での抗議と共同体間の暴力の引き金となった。ブルンディでは、脅しとその他の犯罪を行ったと申し立てられた与党の若手派、上級警察官、地方の行政官の逮捕と訴追のための手段が7月以来取られている。しかし、5月の選挙以来、高等弁務官事務所の報告書は、野党議員の家の焼き討ちのみならず、政治的動機の逮捕と拘束を示し続けている。

ソマリアでは、捜査がほとんどない状態で、女性、女兒、男児に対する性暴力の増加の報告に驚いている。2年前に内閣によって承認された性犯罪法の速やかな採択をソマリ当局に再び要請する。人権高等弁務官事務所は、「G5サヘル人権・国際人道法遵守枠組」の状況で、サヘル地域での現地駐在を強化し続けている。OHCHRは、先月、その軍事活動において、人権遵守を実施するために「G5サヘル合同」軍との協力の推進を概説する報告書を出した。私は、コーディヴォールが緊張した政治状況と国籍、有害な地域・民族的分裂・経済的不平等・差別・過去の犯罪に対する刑事責任免除の問題に関連する以前から存在する暴力の引き金の背景の中で選挙プロセスを始めたことを懸念している。

インドが管理するカシミールでは、文民に対する軍と警察の暴力事件が、好戦性に関連する事件のみならず、ペレット銃の使用を含め続いた。憲法と国内法を含めた主要な法律の変更が深い懸念を生み出している。政治討論と一般の人々の参画は、継続して厳しく制限された。パキスタンが管理するカシミールでは、人々はインターネットへのアクセスも制限され、教育及びその他の重要なサービスへのアクセスが困難になっており、高等弁務官は、表現と結社の自由への権利の継続する制限について懸念している。

中国では、OHCHRは、香港特別行政区での発展、特に安全保障法のインパクトを継続してフォローしている。私は、警察と裁判所による法律の施行を細かく監視し、これが人権の享受に与える否定的結果に対応して、法律を見直す手段を取るよう香港政府を奨励している。OHCHRは、新疆ウイグル自治区の状況とその政策が人権に与えるインパクトに関して、中国政府とかわり続けている。中国政府の招きに続いて、私は、条件が整えば、新疆への可能な訪問の条件を当局と論じている。

スリランカでは、人権高等弁務官は、新政府が、決議第30/1号に対する支持を撤回して以来、人権理事会に対するその公約を速やかに撤回していることで困っている。私は、平和、和解、持続可能な開

発に対する脅威を防止する目的で、スリランカへの注意を新たにしよう理事会を奨励する。フィリピンでは、OHCHRは、政府、人権委員会、市民社会及び国連システムと、その6月の報告書のフォローアップ行動を開発するために継続して協力している。私は、COVID-19の移動制限中を含め、警察と自警団による麻薬関連の殺害の報告が続いていることを懸念している。

アフガニスタンでは、今年は約3,500名の文民の死傷があり、保健施設と職員への継続する攻撃---COVID-19でひどく悪化している状況---が継続している状況で、紛争の人的被害は、依然として受け入れ難いほどに大きい。米州におけるCOVID-19の厳しい社会経済的インパクトは、この地域の開発における深い不平等に対処する緊急性についてすべての行為者に警告を与えるべきである。しばしば脆弱な民主的制度と相俟って、これは社会不安の高い可能性に対する警告でもあるかもしれない。驚くほどの数の人権擁護者とジャーナリスト---特に環境と土地の権利を守ることに献身している人々---が継続して脅され、攻撃され、殺されている。

コロンビアでは、OHCHRは、2020年に、47件の人権擁護者の殺害を文書化し、さらに44件が検証の途上にある。2016年の「和平協定」が、すべてのコロンビア人のために新しい章を開いたが、これ以上の暴力、人権侵害、虐待を防止するために完全に実施されるべきである。ホンデュラスでは、LGBTIの人々への攻撃と暴力的な死亡が増え続けている。OHCHRの説明責任を強化するための政府との継続するかかわりを歓迎する。メキシコでは、少なくとも4名のジャーナリストと7名の人権擁護者が、2020年に殺害された。OHCHRの「人権擁護者とジャーナリストのための国の保護メカニズム」の効果を改善するための政府との協働を歓迎する。

ブラジルでは、OHCHRは、少なくとも10名の人権擁護者の殺害が今年確認された状況で、人権擁護者とジャーナリストへの攻撃のみならず、農山漁村での暴力と土地を持たない地域社会の立ち退きの報告を受けている。メキシコ、エルサルヴァドル、その他のみならず、ブラジルでも、公的問題と法律施行への軍の関与が増加している。課題の多い安全保障状況は認めるが、公共の安全保障での軍の使用は、効果的な監督を伴って、厳しく例外的なものでなければならない。

米国では、明らかに過度の武力を用いた警察官によるウィスコンシン州ケノシャでの先月のジェイコブ・ブレイクの射殺---ニューヨーク州ロチェスターでのダニエル・プルドの死亡に関して明らかになった詳細---が、警察活動と社会全体にわたる組織的な人種主義と人種差別と闘うための緊急で徹底した行動の必要性を再び深く悟らせた。これに先立つ多くの殺害に対する説明責任の不在が、この危機の重大性を強調している。

国連予算への推定される寄付の支払いの減少は、全国連事務局と同様に、OHCHRも今年の活動のために承認された資金の全額を受け取っていないことを意味した。従って、理事会によってマンデートを与えられた報告書と関連活動の中には、OHCHRが必要な作業を終えることができるようにするために必要な資金を受け取っていないものもあった。

私は、ともに、国際社会は現在の課題をうまく切り抜け、社会は不正を防ぐことがより良くできるようになるものと確信している。この場に至って今こそ立ち上がる時である。

ニカラグアの人権状況に関する口頭による最新情報のプレゼンテーション

ミッチェル・バチエレ国連人権高等弁務官

ヴェネズエラの人権状況に関する口頭による最新情報のプレゼンテーション

ミッチェル・バチエレ国連人権高等弁務官

オーストラリア女性課題・外務大臣のビデオ・メッセージ

Marise Payne 大臣

ロヒンギャ・ムスリムとその他のミャンマーのマイノリティの人権状況に関する人権高等弁務官による口頭による最新情報に関する意見交換対話

プレゼンテーション:

1. ミッチェル・バチェレ国連人権高等弁務官
2. Kyaw Moe Tun ジュネーブ国連事務所ミャンマー代表部大使
3. Khin Ohmar 漸進的声諮問理事会議長

意見交換対話

欧州連合、パキスタン、ヨルダン、フランス、**日本**、インドネシア、サウディアラビア、リビア、セネガル、イラク、オーストラリア、中国、バングラデシュ、ヴェネズエラ(ビデオで)、マレーシア(ビデオで)、インド、フィリピン(ビデオで)、ロシア連邦、アイルランド、ラオ人民民主主義共和国、英国、エジプト、デンマーク、チュニジア、アルメニア、アジア人権開発フォーラム(ビデオで)、ルーテル世界連盟、次世紀財団(ビデオで)、ジュネーブ国際権利開発機関

まとめ

ミッチェル・バチェレ、Mr. Moe Tun、Ms. Ohmar

9月14日(月)午後 第2回会議

議事項目 2(継続)

ミャンマーの独立調査メカニズムとの意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Nicholas Koumjian ミャンマーの独立調査メカニズム議長

意見交換対話: 欧州連合、パキスタン、ヨルダン、リヒテンシュタイン、カナダ、インドネシア、バングラデシュ、オーストリ、スイス、ヴェネズエラ、マレーシア、オーストラリア、ロシア連邦、オランダ、ニュージーランド、英国、フィリピン(ビデオで)、エジプト、トルコ、朝鮮人民民主主義共和国、国際法律家委員会、アジア人権開発フォーラム(ビデオで)、ジュビリー・キャンペーン、CIVICUS

まとめ: Mr. Koumjian

COVID-19 流行の人権の意味合いに関する意見交換対話

ステートメント: ミッチェル・バチェレ国連人権高等弁務官、Martha E. Newton 国際労働機関政策事務局長、Mike Ryan 世界保健機関保健緊急プログラム事務局長

意見交換対話: 欧州連合、フィンランド、ブルキナファソ、モザンビーク、カナダ、カタール、アフガニスタン、ヨルダン、ブラジル、国連子ども基金、キューバ、マルタ騎士団(ビデオで)、国連ウィメン、ドイツ、フィジー(ビデオで)、中国、アゼルバイジャン、エクアドル、モルディヴ、ポルトガル、トーゴ、シエラレオネ、アルメニア、モロッコ、モーリタニア、インド、**日本**、インドネシア、サウディアラビア、リビア、セネガル、イラク、ギリシャ、オーストラリア、エルサルヴァドル、メキシコ、南アフリカ、バングラデシュ、ナミビア(ビデオで)、パラグアイ、イラン、スイス、カメルーン、バハマ、国連人口基金、韓国、ヴェネズエラ、マルタ、ネパール、ウルグアイ、ル

クセンブルグ、マレーシア(ビデオで)、スペイン、東ティモール、モザンビーク、湾岸アラブ諸国協力会議(ビデオで)、ヴェトナム、アラブ首長国連邦、コスタリカ、モンテネグロ、エチオピア、フィリピン、ロシア連邦、スーダン、アルバニア、アイルランド

答弁権行使

中国

9月15日(火)午前 第3回会議

議事項目 2(継続)

COVID-19 流行の人権インパクトに関する意見交換対話(継続)

意見交換対話: ジョージア、シリア、英国、南スーダン、エジプト、スリランカ、ナイジェリア、テュニジア、ミャンマー(ビデオで)、ナウル(ビデオで)、カンボディア、ケニア、国連開発計画(ビデオで)、タンザニア、フランス、グァイアナ、ガボン、パキスタン、フィリピン人権委員会、国内人権機関世界同盟、国際カトリック子どもビューロー、刑法改正インターナショナル(ビデオで)、FIAN インターナショナル(ビデオで)、平和ブリゲード・インターナショナル・スイス、マイノリティ権利グループ、アムステイ・インターナショナル、協議のための友好国世界委員会、CIVICUS---世界市民参画同盟、国境なき報道者インターナショナル(ビデオで)、NGO 調査機関(ビデオで)

まとめ: ミッチェル・バチェレ国連人権高等弁務官、Martha E. Newton 国際労働機関政策副事務局長、Mike Ryan 世界保健機関保健緊急事態プログラム事務局長

高等弁務官の世界の人権最新情報とニカラグアとヴェネズエラに関する最新情報に関する一般討論

当該国ステートメント: ニカラグア、ヴェネズエラ

一般討論: ドイツ(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ウクライナ、ウルグアイ、オランダ、デンマーク、中国、東ティモール、モロッコ、アゼルバイジャン、英国、パラグアイ、パキスタン、ノルウェー、カタール、ブラジル、イタリア、ドイツ、アフガニスタン、リビア、パキスタン、アルメニア、ウクライナ、インド、メキシコ、セネガル、オーストラリア、**日本**、チリ、ナミビア、オーストラリア、カメルーン、オランダ、ヴェネズエラ、バーレーン、ネパール(ビデオで)、スペイン、ペルー(ビデオで)、スーダン、チェコ共和国、ナイジェリア、スロヴァキア

9月15日(火)午後 第4回会議

議事項目 2(継続)

一般討論(継続): エリトリア、フランス、リヒテンシュタイン、イスラエル、ヨルダン、エクアドル、中国(ビデオで)、スロヴェニア、朝鮮人民民主主義共和国、ベルギー、モルディヴ、ポルトガル、エストニア、モロッコ、キューバ、サウディアラビア、イラク、スウェーデン、ギリシャ、タイ、ボツワナ、スイス、ウガンダ、マルタ、ルクセンブルグ、ラトヴィア、クロアチア、モンテネグロ、アルジェリア、レバノン、ロシア連邦、ベラルーシ、アルバニア、アイルランド、ジョージア、ノルウェー、シリア、英国、セルビア、アゼルバイジャン、エジプト、パラグアイ、トルコ、テュニジア、ミャンマー

(ビデオで)、カンボディア、エチオピア、マリ、タンザニア連合共和国、ニジェール、スリランカ、ジンバブエ、カナダ、アイスランド、ブルンディ、イランアメリカ法律家協会、d'apostolat des milieux sociatux independants 国際運動、人権監視機構、母親が大事、権利生計賞財団、国際人権サーヴィス、人権と入国 Ma'onah 協会、カイロ人権学研究所、国際弁護士団体、Indigenies du Monde、CIVICUS--世界市民参画同盟、国連監視機構、人権情報訓練センター、iuventurm e.V.、国際人種別撤廃運動、国際差別人種主義反対運動、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権同盟連盟、世界福音同盟、アジア人権開発フォーラム、Associazione Comunit Papa Giovanni XXIII、アムネスティ・インターナショナル、高齢化世界行動、国際国連青年学生運動、民族的・宗教的・言語的・その他のマイノリティの権利保護国際連盟、青年とセクシュアリティのための CHOICE の縫い合わせ、カリタス・インターナショナル(カトリック慈善国際連合)、国際法律家委員会、世界ヴィジョン・インターナショナル、フランス自由: ダニエル・ミッテラン財団、国際和解フェローシップ、Association pour les Victimes Du Monde、Le Pont、Tamil Uzhagam

答弁権行使: ブラジル、チャド、サウディアラビア、モロッコ、インド、ロシア連邦、朝鮮人民民主主義共和国、ヴェトナム、アルメニア、中国、ウクライナ、アルジェリア、カンボディア、シリア、パキスタン、イラン、エチオピア、アゼルバイジャン

9月16日(水)午前 第5回会議

議事項目 3: 開発への権利を含むすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: 原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者小保方智也: この流行病が、食糧、薬剤、医療器具、個人の防護装置を含む基本的製品を製造し、加工し、提供している者のような労働者を搾取する奨励策をある企業に提供しているという証拠がある。労働権の侵害の例は、この点に関して世界の様々なところですでに報告されてきた。コロナウィルス病が現代の形態の奴隷制度に与える直接的・間接的インパクトは現実のものであり、脆弱な母集団に最もひどい衝撃を与えてきた。これは、残念なことに、予見できる将来にわたって継続する可能性があり、だからこそ私は今、決定的行動を取るよう加盟国を当てにしているのである。すべての国々が経験している資金の制約とその他の困難にもかかわらず、国際人権法は、COVID-19 中にも継続して当てはまる。

前任者 Urmila Bhoola によるトーゴへの国別訪問に関しては、彼女は、元気付けられる発展にもかかわらず、子ども労働がトーゴでは未だに広がっていると述べている。貧困と不平等がこれを牽引する要因であり、文化的・社会的要因もある。この国のある部分では、さらなる子ども結婚も依然として懸念の問題である。

当該国ステートメント: トーゴ

意見交換対話: 欧州連合、ノルウェー、リヒテンシュタイン、マルタ騎士団、国連ウィメン、パキスタン、フランス、アルメニア、インド、**日本**、インドネシア、リビア、セネガル、イラク、ウクライナ、オーストラリア、モロッコ、中国、イラン、ベルギー、カメルーン、ヴェネズエラ、ネパール、ウルグアイ、マレーシア、パラグアイ、レバノン、ギリシャ、英国、フィリピン、エジプト、ポリヴィ

ア、テュニジア、チャド、南アフリカ、反奴隷制度インターナショナル、英連邦人権イニシャティヴ、人口開発アクション・カナダ、マイノリティ権利グループ、国際ヒューマニスト倫理連合、Prahara、良き羊飼いの慈善聖母の会衆、Conectas Direitos Humanos(ビデオで)、Reseau Unite pour le Developpeet de Mauritanie、人種差別撤廃国際団体

特別報告者中間コメント: 財政調査と資産の回復は、流行病の結果として国家が直面する財政的困難を緩和する手助けができる。私は、奴隷制度に関する学術調査を支援するよう国家を奨励し、認められ支援されなければならない被害者に特に保護を提供することにより、市民社会が重要な役割を果たしていることを強調する。

意見交換対話

まとめ: 小保方智也現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者: 子ども労働の撤廃をめぐる勢いに基づいて、私は、国際労働機関本部のみならずその国別事務所とも協働してきた。積極的な国際法施行協力とそのような協力を強化するための能力強化は、現代の形態の奴隷制度に対処するカギである。

開発への権利に関する特別報告者との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Saad Alfarargi 開発への権利に関する特別報告者

当該国ステートメント: スイス

意見交換対話: 欧州連合、オランダ、カーボヴェルデ、ブルキナファソ、フィジー、パキスタン、ホーリーシー(ビデオで)、キューバ、ジブティ、エクアドル、ブルキナファソ、モルディブ、インド、インドネシア、サウジアジア、リビア、イラク、トーゴ、モロッコ、チリ、エルサルヴァドル、南アフリカ、中国、ナミビア、イラン、カメルーン、アンゴラ、スイス、ヴェネズエラ、ネパール、マレーシア、ジンバブエ、モザンビーク、エチオピア、ロシア連邦、シリア、アゼルバイジャン、フィリピン(ビデオで)、エジプト、スリランカ、ナイジェリア、ボリヴィア、チャド

中間コメント: Saad Alfarargi

意見交換対話

9月16日(水)午後 第6回会議

議事項目3(継続)

開発への権利に関する特別報告書との意見交換対話(継続)

意見交換対話

まとめ: Saad Alfarargi

安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Leo Heller 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、デンマーク、ブルキナファソ、パレスチナ国、フィジー、エクアドル、パキスタン、フランス、ドイツ、シエラレオネ、アルメニア、インド、インドネシア、サウジアジア、ジブティ、リビア、セネガル、イラク、トーゴ、モロッコ、メキシコ、南アフリカ、中国(ビデオで)、バングラデシュ、パラグアイ、ボツワナ、イラン、カメルーン、スイス、ヴェネズエラ、ネパール、ウルグアイ、マレーシア、スペイン、マルタ騎士団、ホーリーシー(ビデオで)、マーシャル諸島、モンテネグロ、エチオピア、ロシア連邦、スーダン、ジョージア、ポーランド、シリア、エジプト

ト、ボリヴィア、ナウル、カンボディア、マリ、チャド、ハンガリー、モンゴル、ケニア、タンザニア、アルジェリア、アゼルバイジャン、開発途上国との協力ヒューマニスト機関、中国人権学協会、経済的・社会的・文化的権利世界イニシヤティヴ、シーク人権グループ、Earthjustice、Al-Haq、人に仕える法律、フランシスカン・インターナショナル、Comision Mexicana de Defena y Pprfomocion de los Derechos Humanos、Asociacion Civil、母親が大事、国際差別人種主義反対運動、欧州---第三世界センター、中国貧困緩和財団、iuventum e.V.、全中国環境財団、人権と入国 Ma'onah 協会、水・環境・保健世界機関、Associazione Comunitga Papa Giovanni XXIII、ジュビリー・キャンペーン、次世紀財団、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc.

中間コメント: Leo Heller

意見交換対話

まとめ: Loo Heller

9月17日(木)午前 第7回会議

開発への権利に関する2年に1度のパネル討論: COVID-19 流行との闘いにおける国際協力と連帯の強化

基調講演:

1. ミッチェル・バチエレ国連人権高等弁務官
2. Abdulla Shahidm モルディヴ外務大臣(ビデオで)
3. Tedros Adhanom Ghebreyesus 世界保健機関事務局長

パネリストのプレゼンテーション:

1. Vaqif Sadiqov ジュネーヴ国連事務所アゼルバイジャン代表部大使
2. Isabelle Durant 国連貿易開発会議副事務局長
3. Carlos Correa 南センター事務局長

4. Maria Mercedes Rossi ジュネーヴ国連事務所 Assciaione Comunita Pap Giovanni XXIII 代表部主席代表

意見交換対話: アラブ首長国連邦、ブルキナファソ、モルディヴ、欧州連合、ヴェトナム、カタール、インド、アフガニスタン、シエラレオネ、モーリタニア、モロッコ、キューバ、トーゴ、中国、バハマ、インドネシア、東ティモール、ヴェトナム、サウディアピア、リビア、カーボヴェルデ、エチオピア、ロシア連邦、ラオ人民民主主義共和国、iuventum e.V.(ビデオで)、国際国連青年学生運動、シーク人権グループ、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、中国国際理解協会、アメリカ・マイノリティ国際人権協会

まとめ: Vaquif Sadigov、Isabelle Djurant、Carlos Correa、Maria Mercedes Rossi

議事項目 3(継続)

傭兵の使用に関する作業部会との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Chris Kwaja 人権を侵害し民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会議長・報告者

当該国ステートメント: スイス

意見交換対話: 欧州連合、キューバ、中国、インド、イラン、ヴェネズエラ、ロシア連邦、シリア、エジプト、チャド、友好国協議のための世界委員会、ジュネーブ権利開発国際機関、パーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc.、公正取引と人権を支持する国際会議、Alsalam 財団、中国人権角協会、次世紀財団

まとめ: Chris Kwaja

開発への権利に関する専門家メカニズムとの意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Bonny Ibhawoh 開発への権利に関する専門家メカニズム議長・報告者

9月17日(木)午後 第8回会議

議事項目 3(継続)

開発への権利に関する専門家メカニズムとの意見交換対話(継続)

意見交換対話: 欧州連合、パキスタン、キューバ、インド、インドネシア、モロッコ、中国、バングラデシュ、イラン、ヴェネズエラ、ネパール、マレーシア、スーダン、シリア、エジプト、ナイジェリア、チャド、タンザニア Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、シーク人権グループ、北京 Zhicheng 移動労働者法的援助調査センター、セルヴァス・インターナショナル、iuvetum e.V.、北京子ども法的援助調査センター、環境管理学センター

まとめ: Vonny Ibhawoh、Mihir Kanade、Armando Antonio e Negrei Filho

答弁権行使: 韓国、日本

真実・正義・賠償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Fabian Salvioli 真実・正義・賠償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者

当該国ステートメント: エルサルヴァドル、ガンビア、スリランカ

意見交換対話: 欧州連合、ブルキナファソ、ペルー、リヒテンシュタイン、イスラエル、フランス、ベルギー、シエラレオネ、アルメニア、インドネシア、リビア、トーゴ、モロッコ、チリ、インド、ナミビア、パラグアイ、ボツワナ、イラン、アンゴラ、スイス、韓国、ヴェネズエラ、ネパール、東ティモール、クロアチア、日本、シリア、イラク、テロ被害者擁護協会、国際差別人種主義反対運動、Comision Mexicana de Defensa Promocion de los Derechos Humanos、市民協会、国際レズビアン・ゲイ協会、国際法律家委員会、スイス平和ブリゲード・インターナショナル、教育権・教育の自由国際団体、国際和解フェロシップ、良心と平和税インターナショナル、公共団体「公共アドヴォカシー」

中間コメント: Fabian Salvioli

意見交換対話

まとめ: Fabian Salvioli

9月18日(金)午前 第9回会議

議事項目3(継続)

ベラルーシの人権状況に関する緊急討議

開会ステートメント:

1. Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官: 国連人権高等弁務官のステートメントを読み上げて、ベラルーシ安全保障軍の暴力的取り締まりと何千人もの逮捕にもかかわらず、平和的な大量デモは、先月の大統領選の発表された結果に抗議するために継続してきたと述べた。ベラルーシの人権状況に関する特別報告者たちも、次々と、首尾一貫して、この国の人権に対する大変に抑圧的な環境を描写してきた。底辺にある同じ組織的欠陥が、重大な人権侵害の強まるサイクルに繋がっている。速やかな捜査の証拠もこれら通報された事件を公的に否定することもほとんどない状態で、警察の拘束で申し立てられた何百という拷問とその他の虐待のために危機感を表明し、不安定と紛争が破壊的で経費のかかるものとなっていることを述べる。苦情を地下で悪化するよう追いやっている抑圧が、不安定も紛争も煽っている。高等弁務官は、国際人権条約の下での責務を果たすよう政府に要請している。高等弁務官は、被害者に対して説明責任と効果的な救済へのアクセスを確保する目的で、重大な人権侵害の申し立ての独立した、透明性のある、速やかで、効果的で、徹底した、重要な捜査を促進するようさらに政府に要請している。すべてのベラルーシ人の基本的権利が、政治的利益や地理的計算より優先されなければならない。

2. Anais Marin ベラルーシの人権状況に関する特別報告者: 特別手続き調整委員会も代表して、ベラルーシの人権状況は、何十年も、重複する組織的欠陥によって妨げられてきたが、現在の危機は、問題の大きさを明らかにしていることを述べる。前回の選挙サイクル以来、今年の投票は、自由で公正で透明性のある選挙の国際的に認められた基準を満たすであろうとの希望を抱かせてきた法律と慣行に何の変化ももたらさなかった。利用できる報告書は、プロセスがひどく操作されたことを示している。レイプ、電気処刑及びその他の形態の身体的・心理的拷問の申し立てに関しては、これらがあらかじめ計画し組織的に行われたために一層重大である。これら犯罪を防止し、捜査し、罰することがベラルーシ国の責任であることを強調する。これら悲劇的出来事に光を当て、拷問の被害者が救済策を得る権利を保證するよう政府に要請する。

3. Sviatlana Tsikhanouskaya 2020年ベラルーシ大統領選野党候補者: 平和的抗議者は、違法に拘束され、殴られ、レイプされている。抗議者の中には、死亡しているのが発見された者もある。政府が用いた広範な武力の範囲と残酷さは、創設者として国連とベラルーシが採択したすべての国際規範と「世界人権宣言」に明確に違反している。「宣言」の採択は、ベラルーシが人間の尊厳と基本的人権を遵守し、尊重する国際社会に対する責務を担ったことを意味する。これは、この責務が果たされない時に国際社会は、最も強い言葉で反応する権利があることも意味する。民主主義の原則と人権のために立ち上がることは、国内問題に干渉することではないことを認めることが非常に重要である。これは、人間の尊厳の普遍的問題である。

4. Ekaterina Novikava 市民活動家: 目撃し経験した侵害を説明し、現在ベラルーシ政府は、拷問の事実の捜査を行うために全力を挙げていることを述べる。あらゆる利用できる手段を用いて、政府は、被害者は自分に害悪を引き起こした利己的な人物であると一般の人々を納得させようとしている。和解することに同意しない人々は、刑事罰を受けている。このような状況の下では、再び安心はできない。一

般市民の生活は、政府のために価値を失った。政府は、安全保障軍の略奪行為を合法化し、人々から合法的に自分を守る機会を奪っている。すべての加害者が裁判に掛けられるように、暴力の使用に関連するすべての事実を捜査するよう、助けることのできるすべての人々に願う。

当該国ステートメント: ベラルーシ: この討論の形式に反対する。国の国内問題に介入するためにこの機関を利用することは受け入れ難く、特別手続きが行ったように、マスメディアで、証明されていない情報を普及することも受け入れがたい。マスメディアとソーシャル・ネットワークは、選挙の敗北者が提出した一方的な姿を示してきた。少数派が選挙の結果に同意せず、これが紛争を引き起こした抗議に繋がった。ベラルーシが直面している脅威の性質を仮定すれば、今日の討議を開始した国々も同様の状況では同様のことをしたであろう。ベラルーシは、抗議者に対する性暴力の根拠のない非難を否定する。政治的拘束はなかったが、人々の中には地方の規範に沿って拘束された者もあった。ベラルーシは現在の状況を平和的に解決するために必要なあらゆることをする。

意見交換対話: 著名人のビデオ・メッセージ: Jeppe Kofod デンマーク外務大臣、Ivan Korcok スロヴァキア外務・欧州問題大臣、Zbigniew Rau ポーランド外務大臣、Syephanus Blok オランダ外務大臣、Georg Georgiev ブルガリア外務副大臣、Dmytro Kuleba ウクライナ外務大臣、Wendy Morton 英国欧州近隣・米州大臣、Urmas Reinsalu エストニア外務大臣、Edgars Rinkevics ラトヴィア外務大臣、Jean Asselborn ルクセンブルグ外務・欧州問題大臣、Linas Linkevicius リトアニア外務大臣、Bogdan Aurescu ルーマニア外務大臣、Simon Coveney TD アイスランド外務大臣

発言国: ドイツ(欧州連合を代表)、カナダ(諸国グループを代表)、オーストラリア、オーストリア、ヴェネズエラ、マーシャル諸島、スペイン、ドイツ、メキシコ、ウルグアイ、チェコ共和国、ブラジル、ペルー、インドネシア、日本、イタリア、フィリピン、国連ウイメン、フィンランド、スロヴェニア、リヒテンシュタイン、カナダ、ロシア連邦、国連子ども基金、ベルギー、キューバ、ニカラグア、中国、ベラルーシ、スウェーデン(ビデオで)、スイス、アルバニア、エジプト、イラン、トルコ、朝鮮民主主義人民共和国、アイスランド、ノルウェー、ラオ人民民主主義共和国、モルドヴァ共和国、ミャンマー(ビデオで)、ポルトガル、ニュージーランド、タジキスタン、ギリシャ、カンボディア、クロアチア、イラク、シリア・アラブ共和国、アゼルバイジャン、エクアドル、マルタ、ホーリーシー、ブルンディ、カザフスタン

発言 NGO: 国際人権同盟連盟、国際法律家委員会、人権監視機構、人権ハウス財団、国連監視機構、世界拷問禁止団体、第 19 条---国際検閲禁止センター、アムネスティ・インターナショナル、CIVICUS---世界市民参画同盟

議事手続の問題提起: ロシア連邦、ヴェネズエラ、中国、ドイツ、オランダ、デンマーク

発言者たちは、継続する理事会の検討がベラルーシ現地でのさらなるエスカレーションを防止するカギであると述べた。8月に開催されたベラルーシの大統領選は、自由でも公正でもなかったことを強調する発言者もあった。発言者の中には、「モスクワ・メカニズム」の下での欧州安全保障協力機構の独立事実確認ミッションの開始を歓迎する者もあった。発言者たちは、市民社会との包摂的な対話を開始するようベラルーシ政府に要請した。ソーシャル・メディアとその他のデジタル・コミュニケーション・プラットフォームを含め、インターネットへのアクセスを制限する行動は、さらなる市民のスペースを侵食する。発言者の中には、過去数週間でアレキサンダー・ルカシェンコ大統領が、特に新憲法に関する国民投票を通して、政治変革を行うことを公約したと述べて、この討議の開催に反対する者もあった。彼らは、討論がベラルーシに圧力をかけ、さらに不安定化しようとする努力という結果となると述

べた。公的・政治的生活での女性に対する暴力について懸念を表明する発言者もあった。彼らは、政府が平和的抗議者の大量拘束を再開し、この前の日曜日だけでも 770 名以上が拘束されたと述べた。

9月18日(金)午後 第10回会議

記事項目 1: 組織と手続き上の問題; 議事項目 3(継続)

決議の採択

1. 2020 年の大統領選への途上とその後のベラルーシにおける人権状況(A/HC/45/L.1)

主提案国: ドイツ(欧州連合を代表)

共同提案国: オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ

当該国ステートメント: ベラルーシ

一般コメント: ロシア連邦、ドイツ(欧州連合を代表)、ヴェネズエラ

ロシア提案の 17 の修正案を否決。

賛成 23 票、反対 2 票、棄権 22 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 23 票: アフガニスタン、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、チリ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ペルー、ポーランド、韓国、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ、ウルグアイ

反対 2 票: エリトリア、ヴェネズエラ

棄権 22 票: アンゴラ、アルメニア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ民主共和国、インド、インドネシア、リビア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、セネガル、ソマリア、トーゴ

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則、「世界人権宣言」、「国際人権規約」及びその他の適用できる人権条約の規定に導かれ、

2020 年の大統領選前後のベラルーシにおける人権状況を討議するために、現会期で緊急討議を開催し、

2020 年 8 月 17 日の理事会決議第 44/19 号を含め、ベラルーシの人権状況に関して人権委員会、総会及び人権理事会によって採択されたすべての決議を想起し、

2020 年 8 月 12 日に人権高等弁務官によって行われたステートメント、2020 年 8 月 13 日に事務総長事務所によって行われたステートメント及び 2020 年 8 月 9 日に、ベラルーシで行われた大統領選以来、特別手続きマンデート保持者によって行われた共同声明も想起し、

1. ベラルーシの全体的な人権状況と 2020 年 8 月 9 日に行われた 2020 年の大統領選前後のその悪化について深い懸念を表明する。

2. ベラルーシ政府が、特に「市民的・政治的権利国際規約」の第 25 条(b)の下での責務に沿って普遍的で平等な投票権によって選挙人の意思の自由な表明を保証して、秘密投票を行うべき真の定期的選挙で投票し、選ばれるすべての国民の権利に関する責務を果たさなかったことを残念に思い、国際基準に応える信頼できる選挙を行うことに関する欧州安全保障協力機構の民主的制度・人権事務所の以前の勧告をベラルーシが実施できなかったこと及び最近の大統領選を監視する事務所によるミッションの配置を排除することになった、時宜を得た招待状を出す際のその非協力も残念に思う。

3. 数多くの拷問行為、強制失踪、拉致と恣意的排斥、未成年者を含めた恣意的拘束、性暴力とジェンダーに基づく暴力、恣意的な生命の剥奪、調整会議の委員を含めた野党の党員に対する攻撃とハラスメント、脅しと拘束並びに調整会議の委員、人権擁護者、市民社会の代表、ジャーナリスト及びその他のメディア関係者、市民的・政治的権利の平和的行使を求めている人々のベラルーシの領土からの政治的動機の恣意的排除、平和的集会の自由への権利の否定、外国のメディア関係者の認証を取り消し、独立したメディアのウェブサイトブロックし、インターネットを閉鎖することにより、メディアへの攻撃を含めたオンライン・オフラインの意見と表現の自由への権利の否定を含め、2020 年の大統領選後に人権侵害がベラルーシで行われたとの信頼できる申し立てに重大な懸念を表明する。

4. 独立した捜査を緊急に必要とする刑務所と拘禁センターを含めた法律施行刑務所担当官による数多くの拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰行為の信頼できる申し立てに特に懸念を表明し、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」の締約国であるにも関わらず、ベラルーシはこの条約の下での責務に従っていないことを残念に思う。

5. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰及び強制失踪を含め、平和的なデモに対して過度の武力を用いることを止め、政治的根拠での恣意的拘束と逮捕を止めるようベラルーシ政府に要請し、その人権と基本的自由を行使したことに対して大統領選前、最中、及び後に拘束されたすべての政治犯、ジャーナリスト、人権擁護者、ストライキ委員会の委員、学生及びその他の人々を即座に釈放するようベラルーシ政府に要請する。

6. 市民的・政治的権利を含めた人権法の尊重を保証するために、憲法会議と市民社会を含め、政治的野党との対話に入るようにもベラルーシ政府に要請する。

7. 選挙前・選挙中・選挙後の状況、人権侵害の申し立てに挑戦する際に、文書化と監視を含め、重要な人権作業を継続して行う際に人権擁護者を含め、市民社会が果たす重要な役割を認める。

8. メディアの自由と情報の自由に関連する責務を含め、特に平和的集会と結社の自由、拷問及びその他の形態の虐待の禁止、及びオンラインでもオフラインでも、意見と表現の自由に関連する国際人権法の下での責務を果たすようベラルーシ政府に要請する。

9. 被拘束者と抗議者の拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰と強制失踪の申し立てを含め、選挙の状況で行われたと申したてられている全ての人権侵害の独立した透明性

のある公平な捜査を可能にし、被害者に司法へのアクセスがあり、加害者が完全に責任を取らされることを保証するようにベラルーシ政府に要請する。

10. すべての拘束の場所への妨げられないアクセスを含め、国の領土への自由で、完全で、妨げられないアクセスを認めることにより、ベラルーシの人権状況に関する特別報告者と完全に協力し、人権理事会のテーマ別特別手続きと完全に協力するようベラルーシに要請する。

11. 2020年の大統領選の状況でのベラルーシの人権状況を詳細に監視し、2020年末までに、意見交換対話に続く勧告を伴った状況に関して口頭による中間最新情報を人権理事会に提出し、理事会の第46回会期での意見交換対話中に、2020年の大統領選前・大統領選中・大統領選後のベラルーシの人権状況に関する包括的な文書による報告書を提出するよう国連人権高等弁務官に要請する。

9月21日(月)午前 第11回会議

議事項目3(継続)

恣意的拘束に関する作業部会との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Leigh Toomey 恣意的拘束に関する作業部会議長・報告者

当該国ステートメント: ギリシャ、カタール、カタール国内人権機関

意見交換対話: 欧州連合、リトアニア(北欧・バルチック諸国を代表)、国連ウィメン、パレスチナ国、カナダ、アフガニスタン、パキスタン、キューバ、エクアドル、ブルキナファソ、アルメニア、朝鮮民主主義人民共和国、サウジアラビア、リビア、イラク、ウクライナ、モロッコ、メキシコ、中国、ボツワナ、イラン、スイス、オランダ、バーレーン、ヴェネズエラ、ウルグアイ、スペイン、ヨルダン、ロシア連邦、エジプト、ナイジェリア、ミャンマー、コロンビア、南アフリカ、**日本**、フランス、Freemuse---音楽と検閲世界フォーラム、第19条---国際検閲禁止センター、Ingenieurs du Monde、オーストラリア法律会議、英連邦人権イニシアティブ、国際民主弁護士協会、ヘルシンキ人権財、弁護士の権利監視機構カナダ、ACAT(拷問廃止のための基督教徒行動)国際連盟

中間コメント: Leigh Toomey

意見交換対話

まとめ: Leigh Toomey

高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Claudia Mahler 高齢者によるすべての人権の享受: データ格差に関する独立専門家は、流行病が現在まで、高齢者に不相応なインパクトを与え、その既存の権利侵害を増幅してきたと述べた。やはり流行病が明らかにした問題の1つは、高齢者の生きた現実とその人権の享受を捉えるための高齢者に関するデータの甚だしい欠如である。既存のデータを改善するためには、生態系、基準及び通報の要件が必要とされる。これは統計局が高齢者に関するより多くのデータを集めるための重要な動機となるであろう。収集されたデータは、データの最小化の原則と人権基準を完全に尊重して高齢者が合意した目的にのみ利用されなければならない。増加する受動的データ収集から生じるものを含め、プライバシー、個人データの主権、情報の自己決定に関連する課題に鑑みて、厳しいデータ保護の必要性がある。

当該国ステートメント: 中国: 報告書は、高齢者を含め、貧困削減における偉大な業績のみならず、

高齢者の人権の推進と保護に対する政府の公約を述べている。政府は前向きな勧告を調査し、その実施を積極的に検討するであろう。中国はいつでも高齢化の問題に程度の高い注意を払っており、社会経済的發展を育成するその活動の一部として、対処するよう努力している。政府は絶対的貧困を根絶することを求めているので、高齢者の権利はより良く保護されるであろう。中国は、高齢者が安全で、安心して世話されることを保障するためにデジタル技術を利用して、スマートな高齢者ケアの概念を押し進めてきた。

ニュージーランド:改善のための領域を学び明らかにする機会として独立専門家による訪問のような訪問に取り組んでいる。ニュージーランドの高齢者集団は、ますます多様なニーズでますます多様化している。政府は高齢者のすべての権利保護を強化することにコミットしている。独立専門家が概説したように、COVID-19は、高齢者に対して特別な危険を呈している。この状況は、政府の側での特別な政策対応を必要としてきた。これら政策は、健全な高齢化を中心とし、特に企業や地域社会グループのような様々なステイクホルダーにガイドラインを提供して、統合力を確保することを求める戦略によって導かれている。

意見交換対話: 欧州連合、ポルトガル、コスタリカ(諸国グループを代表)、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、シンガポール(諸国グループを代表)、国連難民高等弁務官、マルタ騎士団、国連ウィメン、イスラエル、スロヴェニア、ホーリーシー、カタール、フランス、パキスタン、ジブティ、ブルキナファソ、アルメニア、インドネシア、サウジアラビア、リビア、オーストラリア、インド、セネガル、イラク、モロッコ、チリ、エルサルバドル、バングラデシュ、ナミビア、パラグアイ、オーストリア、イラン、カメルーン、国連人口基金、アンゴラ、韓国、ヴェネズエラ、マルタ、ネパール、マレーシア、モンテネグロ、スーダン、アルバニア、ジョージア、ニュージーランド、ポーランド、英国、エジプト、チュニジア、エクアドル、ケニア、Commission des droits de l'homme des Philippines、ヘルプエイジ・インターナショナル、高齢者虐待防止国際ネットワーク、自由擁護同盟、脅威にさらされ諸国民協会、世界高齢化行動、国際レズビアン・ゲイ協会、中国家族計画協会、iuventume.V.、弁護士の権利監視機構カナダ、中国人権学協会

発言者たちは、行為者が社会の積極的な行為者のままであることを保障するためには人権の取組が必要であると述べた。COVID-19の流行は、高齢者に不相応なインパクトを与え続けており、適切で効率的な措置の実施と監視ができる年齢別の情報の重要性を示している。発言者たちは、高齢者の中の貧困について懸念を表明し、流行病への対応に関して高齢者についてのデータの欠如のインパクトは何かを独立専門家に尋ねた。あまりにも多くの高齢女性にとって、組織的な人種主義と貧困が、流行病の影響を複雑化している。

中間コメント: Claudia Mahler: 多様性を考慮に入れることと同様に、データを年齢別に分類することが重要である。私は、65歳以上の様々な年齢集団を含めるよう国々を奨励している。高齢者は、流行病の余波で、より良く復興する努力のみならずデジタルの領域によりよく含まれなければならない。

意見交換対話: 発言者たちは、COVID-19による重病の比較的高い割合と比較的高い死亡率で、感染症についての懸念に加えて高齢者は他人との身体的接触を控え、孤独と孤立の状態にあると述べた。高齢者が残すデジタルの足跡の欠如は、対処されなければならない主要な問題である。独立専門家の報告書の中の性的指向、性自認と表現、性的特徴への言及の不在について懸念を表明して、発言者たちは、LGBTIの高齢者は、生涯にわたって汚名と差別と暴力にさえさらされ、これが健康状態の悪化に繋がると述べた。高齢者を含めた参加型の民主的プロセスが極めて重要であり、高齢者に対する一層の

共感が必要である。

まとめ: Claudia Mahler: 危機は、高齢者を認識し扱う方法を変える時が来たことを示している。固定観念と取り組む必要性を強調して、私は、データ収集を改善することが適切な措置と監視で保護ギャップに対処するためのカギであると思う。

9月21日(月)昼 第12回会議

議事項目3(継続)

民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Livingstone Sewanyana 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

意見交換対話: パキスタン、キューバ、インドネシア、リビア、インド、中国、ヴェネズエラ、エジプト、チャド、アルメニア、イラン、アゼルバイジャン、中国国連協会、中国国際理解協会、イラク開発団体、Fundacion para la Mejora de la Vide、la Cultura ya la Sociedad、中国人権学協会、暴力被害者擁護団体、シーク人権グループ、外国との友好中国人民協会、南青年団体、Iuventum

9月21日(月)午後 第13回会議

議事項目3(継続)

強制または任意によらない失踪に関する作業部会との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Luciano HazaN 強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長

当該国ステートメント: タジキスタン、キルギスタン

意見交換対話: 欧州連合、フランス(諸国グループを代表)、アイスランド(諸国グループを代表)、アフガニスタン、ポルトガル、フランス、パキスタン、ベルギー、エクアドル、ブルキナファソ、朝鮮民主主義人民共和国、アルメニア、モルディブ、インド、日本、リビア、イラク、ウクライナ、モロッコ、メキシコ、中国、ホンデュラス(ビデオで、ボツワナ、イラン、カメルーン、Mouvement contre le racisme et pour l'amitie entre les peuples、ユダヤ人弁護士法律家国際協会、ジュビリー・キャンペーン、英国ヒューマニスト協会、ヘルシンキ人権財団、国際人権サーヴィス、国際法律家委員会、スイス国際ブリゲード・インターナショナル、国際弁護士協会、国際弁護士団体

中間コメント: Luciano HazaN

意見交換対話

まとめ: Luciano HazaN

危険物質と廃棄物に関する特別報告者との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Marcos A. Orellena 危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権にとっての意味合いに関する特別報告者

当該国ステートメント: ブラジル、カナダ

意見交換対話: 欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、パレスチナ国、パキスタン、フランス、ジブティ、ブラジル、シエラレオネ、インドネシア、リビア、インド、セネガル、ウクライナ、モロッコ、チリ、中国、ボツワナ、イラン、アンゴラ、ヴェネズエラ、ネパール、ウルグ

アイ、マーシャル諸島、ロシア連邦、スーダン、アゼルバイジャン、エジプト、**日本**、ナウル、カンボディア、コートイヴォワール、国連環境計画(ビデオで)、スコットランドと人権委員会、Conectas Direitos Humanos、子どもの権利コネクト、terra de Direitos、フランシスカン・インターナショナル、国際環境法センター、世界正義、iuventum e. V.、Earthjustice、権利生計賞財団、カイロ人権学研究所

中間コメント: Marcos A. Orellana

意見交換対話

まとめ: Marcos A. Orellana

答弁権行使: インド、キューバ、イスラエル、イラン、朝鮮民主人民共和国、中国、キプロス、イラク、アルメニア、セルビア、ブラジル、パキスタン、**日本**、アゼルバイジャン、クロアチア

9月22日(火)午前 第14回会議

議事項目3(継続)

一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Alena Douhan 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者

意見交換対話: ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、シリア(諸国グループを代表)、バーレーン(諸国グループを代表)、フィジー(ビデオで)、キューバ、パレスチナ国、カタール、パキスタン、アルメニア、インドネシア、サウディアラビア、リビア、イラク、モロッコ、中国、ナミビア、ボツワナ、イラン、カメルーン、ヴェネズエラ(ビデオで)、マレーシア、ジンバブエ、ロシア連邦、ベラルーシ、スーダン、シリア、エジプト、チャド、アラブ首長国連邦、バーレーン、暴力被害者擁護団体、ジュネーウ国際権利開発機関、カリタス・インターナショナル、中国国際交流 NGO ネットワーク、人口開発アクション・カナダ、中国国連協会、シーク人権グループ、中国国際理解協会、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social、公正取引と人権を支持する国際会議

中間コメント: Alena Douhan

意見交換対話

まとめ: Alena Douhan

経済社会理事会理事長年次説明

Munir Akram 経済社会理事会理事長

事務総長・人権高等弁務官テーマ別報告書プレゼンテーション

Mahamane Cisse-Gouro 人権高等弁務官事務所人権会議・条約メカニズム部部長

開発への権利に関する作業部会プレゼンテーション

Zamir Akram 開発への権利に関する作業部会議長・報告者

民間の軍と安全保障の活動の規制・監視・監督に関する国際規制枠組の策定の可能性を検討する無期限政府間作業部会のプレゼンテーション

Nozipho Joyce Mxakato-Diseko 民間の軍事・安全保障会社の活動の規制・監視・監督に関する国際規

制枠組の策定の可能性を検討する無期限政府間作業部会議長・報告者

開発への権利を含むすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する一般討論

ドイツ(欧州連合を代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ウクライナ(諸国グループを代表)、アフガニスタン(諸国グループを代表)、チェコ共和国(諸国グループを代表)、ペルー(諸国グループを代表、ビデオで)、デンマーク(諸国グループを代表)、エストニア(北欧・バルチック諸国を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、パナマ(諸国グループを代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、ニュージーランド(諸国グループを代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、エルサルバドル(諸国グループを代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、アラブ首長国連邦(湾岸協力会議を代表)、パキスタン、インド、アルメニア、トーゴ、ヴェネズエラ、韓国、ネパール、スペイン、フィリピン(ビデオで)

9月22日(火)午後 第15回会議

議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Thomas Andrews ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

議事手続き異議申し立て: ミャンマー、ヴェネズエラ、中国、ベラルーシ、オーストラリア、デンマーク、チェコ共和国、オランダ、キューバ、ドイツ、**日本**、バングラデシュ

賛成 25 票、反対 1 票、棄権 9 票で、特別報告者が写真を利用することを認める理事会ビューローの決定を覆す動議を否決。

当該国ステートメント: ミャンマー

意見交換対話: 欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、リヒテンシュタイン、フランス、ベルギー、モルディヴ、朝鮮民主人民共和国、**日本**、インドネシア、サウジアラビア、モーリタニア、イラク、オーストラリア、ノルウェー、チェコ共和国、中国、タイ、バングラデシュ、韓国、ヴェネズエラ、ネパール、ベトナム、クロアチア、ロシア連邦、ベラルーシ、スウェーデン、ラオ人民民主主義共和国、英国、デンマーク、トルコ、カンボディア、パキスタン、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国際人権同盟連盟、アムネスティ・インターナショナル、アジア人権開発フォーラム、弁護士の権利監視機構カナダ、CIVICUS---世界市民参画同盟、第 19 条---国際検閲禁止センター、国際法律家委員会、欧州法律司法センター、人権と入国 Ma'onah 協会、国際弁護士団体、国際人種差別撤廃団体

まとめ: Thomas Andrews

シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント: シリア

意見交換対話: 欧州連合、スウェーデン(北欧諸国を代表)、カタール、国連ウィメン、リヒテンシュ

タイン、ドイツ、ヨルダン、イスラエル、イタリア、ブラジル、フランス、ベルギー、朝鮮民主主義人民共和国、日本、サウジアラビア、オーストラリア、ギリシャ、チリ、中国、イラン、スイス、オランダ、バーレーン、ヴェネズエラ、マルタ、キューバ、ルクセンブルグ、クロアチア、ロシア連邦、ペラルーシ、オーストリア、アイルランド、英国、エジプト、トルコ、ルーマニア

9月23日(水)午前 第16回会議

議事項目4(継続)

ブルンディの調査委員会との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Doudou Diene ブルンディの調査委員会議長

当該国ステートメント: ブルンディ

意見交換対話: 欧州連合、ノルウェー(諸国グループを代表)、フランス、オーストラリア、中国、ベルギー、スイス、オランダ、ヴェネズエラ、ルクセンブルグ、クロアチア、ロシア連邦、英国、南スーダン、ミャンマー、タンザニア連合共和国、イラン、エジプト、ケニア、アイルランド、ヴェネズエラ、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、アムネスティ・インターナショナル、ACT(拷問廃止のための基督教徒行動)国際連盟、NGO 調査機関、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、国際人権同盟連盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際弁護士団体

まとめ: Françoise Hampson ブルンディの調査委員会委員、Doudou Diene

南スーダンの人権委員会との意見交換対話

開会ステートメント:

1. Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官
2. Yasmin Sooka 南スーダン人権委員会議長
3. Ruben Madol Arol 南スーダン共和国司法・憲法問題大臣
4. Yakdhan El. Habib ジュネーヴ・アフリカ連合代表部政治法律問題公使

意見交換対話: 欧州連合、ノルウェー(諸国グループを代表)、ドイツ、フランス、シエラレオネ、モリタニア、オーストラリア、モロッコ、中国、ベルギー、スイス、オランダ、ヴェネズエラ、エチオピア、ロシア連邦、スーダン、アルバニア、アイルランド、英国、エジプト、ケニア、ブルンディ、南北協力連合都市機関、ルーテル世界連盟、rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、次世代財団、アムネスティ・インターナショナル

まとめ: Nada Al-Nashif、Andrew Clapham スーダン人権委員会委員、Barney Afako スーダン人権委員会委員、Yasmin Sooka、Ruben Madol Arol、Yakdhan El Habib

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国に関する独立国際事実確認ミッションとの意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Maria Valinas ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国に関する独立国際事実確認ミッション議長

当該国ステートメント: ヴェネズエラ

9月23日(水)午後 第17回会議

議事項目4(継続)

シリア・アラブ共和国の独立国際調査委員会との意見交換対話(継続)

意見交換対話: ヴェネズエラ、クウェート(ビデオで)、エクアドル、ジョージア、キプロス、ニカラグア、アルメニア、公正取引支援国際会議、次世代財団、シリア・メディア表現の自由センター、アラブ法律家連合、婦人国際平和自由連盟、カイロ人権学研究所、国境なき報道者、平和のためのMaat、開発人権協会、透明性パートナーズ、NGO調査機関、人権入国Ma'onah協会

まとめ: Paulo Sergio Pinheiro、Hanny Megally シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会委員、Karen Koning Abuzayd シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会委員

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国に関する独立国際事実確認ミッションとの意見交換対話(継続)

意見交換対話: 欧州連合、ペルー(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、ドイツ、スロヴェニア、ポルトガル、ブラジル、エクアドル、キューバ、フランス、ベルギー

答弁権行使: エチオピア

先住民族人権擁護者の保護に重点を置いた先住民族の権利に関する年次半日のパネル討論

開会ステートメント:

1. Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官
2. Aida Quilcue Vivas コロンビア・ナサ民族の先住民女性・コロンビア国立先住民族機関人権顧問
3. Andrew Anderson 第一線の擁護者事務局長
4. Victoria Tauli-Corpuz フィリピン・コルディレラ地域カナカナエイ・イゴロット族の先住民女性・先住民族の権利に関する前特別報告者
5. Joseph Itongwa コンゴ民主共和国森林生態系の持続可能な管理のための先住民族ネットワーク理事会理事長・コンゴ民主共和国先住民族と地方の社会によって保存されている地域と領土の支援と推進のための国内同盟理事

意見交換対話: スウェーデン(諸国グループを代表)、メキシコ(諸国グループを代表)、欧州連合、エクアドル、カナダ、ブラジル、国連子ども基金、パキスタン、ウクライナ、コロンビア、アイルランド、フィリピン、コスタリカ、国連ウイメン、ネパール、アルメニア、モロッコ、スペイン、ヴェネズエラ、セネガル、南アフリカ、インドネシア、ヴェトナム、Defensoria del Pueblo de Ecuador、国際差別人種主義禁止運動、フランシスカン・インターナショナル、マイノリティ権利グループ、Ordem do Advogados do Brazil Coselho Federal、Conectas Direitos Humanos

まとめ: Aida Quilcue Vivas、Andrew Anderson、Victoria Tauli-Corpuz、Joseph Itongwa

9月24日(木)午前 第18回会議

議事項目3(継続)

一般討論(継続)

ナイジェリア、コスタリカ(諸国グループを代表)、イラク、国連ウイメン、ベルギー、朝鮮民主主義人民共和国、キューバ、英国、南アフリカ、イラン、ボツワナ、国連人口基金、ウガンダ、アルジェリア、

ロシア連邦、ラオ人民民主主義共和国、シリア、スウェーデン、アゼルバイジャン、アイルランド、ニジェール、ジョージア、モルドヴァ共和国、南アフリカ、ナイジェリア国内人権委員会、創価学会インターナショナル、良き羊飼いの慈善聖母の会衆、Associazione Comunita Papa Giovanni XXII、Ensemble contre la Peine de Mort、国際 ACT 連盟、連合学校インターナショナル、婦人国際平和自由連盟、科学技術 Stichting 汎アフリカ連合、青年とセクシュアリティ CHOICE、Kihiam 拷問被害者更生センター、欧州---第三世界センター、世界教会会議国際問題教会委員会、工芸・中小企業国際協会、Funacion para la Mejora de la Vide la Gultura y la Sociedad、国際法律家委員会、友好国世界協議委員会、環境管理学センター、世界ムスリム会議、大量虐殺防止国際 Yazidis 財団、平和開発人権のための Maat 協会、Edmund Rice 国際 Ltd.、Associacion HazteOir 団体、Al Baraem 慈善活動協会、ジュネーブ権利開発国際機関、女性家族計画連盟、アラブ法律家連合、中国国際理解協会、水環境保健世界機関、中国国際交流 NGO ネットワーク、透明性のためのパートナー、アメリカ・マイノリティ国際人権協会、Rencontre Africaine pour la deense des droits de l’homme、世界環境資源会議、南北協力連合都市機関、国際和解フェロシップ、暴力被害者擁護団体、良心の自由のための協会と個人の欧州調整、Instituto de Desenvolvimento e Direitos Humanos---IDDH、連合村、権利生計賞財団、ユダヤ人弁護士法律家国際協会、人口開発アクション・カナダ、人権入国 Ma'onah 国際協会、フランシスカン・インターナショナル、LDGs 国際団体、国際弁護士団体、スイス・ギニア連帯、国際ゲイ・レズビアン協会、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCAPROCE インターナショナル、ギニア医療互助協会、シーク人権グループ、Ingeniurs du Monde、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権情報訓練センター、イラク開発団体、iuventum e. V.、世界ユダヤ人会議、法律司法欧州センター、Centre European pour le droit, les justice et les droits de l’homme、世界権利グループ、世界福音同盟、北京国際交流 NGO 協会、Alsalam 財団、Reseau Internatiional des Droits Humains、国際ムスリム女性連合、国際人種差別撤廃団体、アフリカ・ゼロ・プア、Synergie Feminine Pour La Paix Et Le Devdeloppement Durable、国連監視機構、Servas インターナショナル、女性人権国際協会、ジュビリー・キャンペーン、ジェンダー正義と女性のエンパワーメントのためのセンター、国際ヒューマニスト倫理連合、Le Pont、開発地域社会エンパワーメント協会、Tamil Uzhagam、アフリカ文化インターナショナル、ウクライナ女性団体世界連盟、国際キャリア支援協会、Guinee Humanitaire、脅威にさらされる諸国民協会、Association Culturelle Des Tamoule En France、Jeunesse Etudiante Tamoule、人間の移動行動(AHM)

議事進行異議申し立て: ヴェネズエラ、キューバ、中国

答弁権行使: インド、中国、イラク、ブラジル、イラン、パキスタン

9月24日(木)午後 第19回会議

議事項目 4(継続)

ヴェネズエラ・ポリヴァリアン共和国の独立国際事実確認ミッションとの意見交換対話(継続)

意見交換対話: 日本、朝鮮民主人民共和国、オーストラリア、チェコ共和国、中国、コロンビア、スイス、オランダ、ルクセンブルグ、スペイン、パラグアイ、ベルー、ロシア連邦、ベラルーシ、アルバ

ニア、ニュージーランド、マーシャル諸島・ポーランド、イラン、シリア、英国、デンマーク、ラオ人民民主主義共和国、ニカラグア、ミャンマー、スロヴァキア、ジョージア、米州機構、オーストリア、アムネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会、人権監視機構、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social、国際人権サーヴィス、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、次世紀財団、国際弁護士団体、国際人種差別撤廃団体

まとめ: Paul Seils ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国独立国際事実確認ミッション委員、Francisco Cox Vial ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国独立国際事実確認ミッション委員

答弁権行使: ブラジル

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

先住民族の権利に関する専門家メカニズムとの意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Laila Dudsnr Vars 先住民族の権利に関する専門家メカニズム議長・報告者

意見交換対話: オーストラリア、フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、グアテマラ(諸国グループを代表)、ブラジル、インドネシア、中国、イラン、ヴェネズエラ、ネパール、ペルー(ビデオで)、ロシア連邦、グアイアナ、世界拷問禁止団体、Conselho Indigenista Misionario CIMI、Reseau International des Droits Humains、スイス平和ブリゲード・インターナショナル、米州先住民族国際委員会、公正取引と人権を支持する国際会議、Al-Haq、人に仕える法律、バーレーンの民主主義の人権のためのアメカ人 Inc.、国際弁護士団体、国際人種差別撤廃団体、中国人権学協会

まとめ: Laila Suanne Vars

先住民族の権利に関する特別報告者との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Jose Francisco Cali 先住民族の権利に関する特別報告者

当該国ステートメント: コンゴ

意見交換対話: 欧州連合、デンマーク(諸国グループを代表)、グアテマラ(諸国グループを代表)、国連ウイメン、ホーリーシー(ビデオで)、ブラジル、エクアドル、インドネシア、モロッコ、チリ、中国、オーストラリア、タイ、パラグアイ、ホンデュラス、イラン、カメルーン、国連人口基金、ヴェネズエラ、ネパール

中間コメント: Jose Francisco Cali

9月25日(金)午前 第20回会議

議事項目 5(継続)

諮問委員会との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Lazhari Bouzid 諮問委員会議長

意見交換対話: 欧州連合、エクアドル(諸国グループを代表)、中国、ロシア連邦、エジプト、ネパール、ペルー(ビデオで)、パキスタン、インド、イラン、ヴェネズエラ、インドネシア、南青年団体、中国国際理解 NGO ネットワーク、NGO 調査機関、中国人権学協会、国際米州先住民族委員会、luventum e.V.

まとめ: Lazhari Bouzid

ヴェネズエラの人権状況に関する高等弁務官の口頭による最新情報: ミッチェル・バチェレ人権高等弁務官

当該国ステートメント: ヴェネズエラ

議事項目 4(継続)

一般討論

ドイツ(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表、ビデオで)、ドイツ(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟諸国を代表)、ペルー(諸国グループを代表)、キューバ(諸国グループを代表)、ドイツ、パキスタン、ブラジル、インド、インドネシア、**日本**、チェコ共和国、ウクライナ、オーストラリア、オランダ、ヴェネズエラ、韓国、ウルグアイ、スペイン、ペルー、フィリピン(ビデオで)、デンマーク、チリ、英国、イスラエル、フィンランド、フランス、スロヴェニア、カナダ、ベルギー、朝鮮民主主義人民共和国、キューバ、スウェーデン、中国、パラグアイ、スイス、ルクセンブルグ、ロシア連邦、アイルランド、シリア、ラオ人民民主主義共和国、カンボディア、コロンビア、ジョージア、マダガスカル、キプロス、エストニア、南アフリカ、ミャンマー(ビデオで)、ノルウェー、ベトナム、イラン、ベラルーシ、アゼルバイジャン、ギリシャ国内人権委員会、世界拷問禁止団体、人権監視機構、良心の自由のための協会と個人の欧州調整、欧州ユダヤ人学生連合、バハイ国際共同体、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、マイノリティ権利グループ、国際人権同盟連盟、正義と平和のためのドミニカンズ---説教師団、世界福音同盟、アジア人権開発フォーラム、脅威にさらされる諸国民協会、アムネスティ・インターナショナル、バプティスト世界同盟、世界ムスリム女性連合

9月25日(金)午後 第21回会議

議事項目 5(継続)

先住民族の権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: ペルー(ビデオで)、フィリピン(ビデオで)、カナダ、ケニア、ウクライナ、カンボディア、パキスタン、ロシア連邦、ヴァヌアトゥ、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、Conselho Indigenista Missionario、マイノリティ権利グループ、国際レズビアン・ゲイ協会、Terra de Direitos、フランシスカン・インターナショナル、FIAN インターナショナル e.V.、Conectas Dieitos Humaos、権利生計賞財団、メキシコ人権擁護推進委員会、世界拷問禁止団体、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、アフリカ地域農業貸付協会、司法国際法センター、Alsalam 財団、世界環境資源会議、教育権と教育の自由国際団体、Earthjustice、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、イラク開発団体、次世代財団、iuventum e.V.、国際インディアン条約会議

まとめ: Jose Francico Cali-Tzay 先住民族の権利に関する特別報告者

議事項目 4(継続)

一般討論(継続)

Organisation pour la Communication e Afrique et de Promotion de la Cooperation Economie Interationale---OCAPROCE インターナショナル、Alsalam 財団、アラブ開発 NGO ネットワーク、連合学校インターナル、世界ユダヤ人会議、科学技術汎アフリカ連合、欧州第三世界センター、青年とセクシュアリティ Stichting CHOICE、世界教会会議国際問題教会委員会、ジュビリー・キャンペーン、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、国際工芸中小企業協会、アメリカ法律家協会、Reseau international des Droits Humains、アフリカ地域農業貸付協会、第 19 条---国際検閲禁止センター、国際法律家委員会、環境管理学センター、カイロ人権学研究所、世界ムスリム会議、公正取引と人権を支援する国際会議、平和のための Maat、開発人権協会、大量殺戮防止国際 Vazidis 財団、慈善活動 Al Baraem 協会、Institut International pour les Droits et le Developpement、国際理解中国協会、水・環境・保健世界機関、世界福祉協会、国際交流中国 NGO ネットワーク、透明性のためのパートナーズ、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ、国際米州マイノリティ人権協会、解放、Associaion out l'inategration et le Developpement Durable au Burundi、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、世界環境資源会議、南北協力連合都市機関、La Manif Pour Tous、暴力被害者擁護団体、権利生計賞財団、国際人権サービス、スイス平和ブリゲード・インターナショナル、Villages unis(連合村)、人権入国 Ma'onah 協会、国際弁護士団体、スイス・ギニア連帯、国際レズビアン・ゲイ協会、ギニア医療互助協会、ingenieurs du Monde、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、CIVICUS---世界市民参画同盟、国連監視機構、iuventum e. V.、地域社会人権アドヴォカシー・センター、ヘルシンキ人権財団、法律司法欧州センター、拷問被害者 Khiam 更生センター、アフリカの Zero Poor、Synergie Feminine pour la Paix Et Le Deelopement Durable、イラク開発団体、ユダヤ人弁護士法律家国際協会、国際国連青年学生運動、国際人種差別撤廃団体、Coup de Pausse Chaine de l'Espoir Nord-Sud、女性人権国際協会、世界市民協会、ジェンダー正義と女性のエンパワーメント・センター

答弁権行使: インド、ブラジル、パキスタン

9月28日(月)午前 第22回会議

議事項目 4(継続)

一般討論(継続)

Thendral 協会、開発地域社会エンパワーメント協会、Tamil Uzhagam、Reprieve、プレス・エンブレム・キャンペーン、アフリカ文化インターナショナル、ともに死刑に反対、団体調査教育センター、Prahara、国際キャリア支援協会、国際教育開発 Inc.、Guinee Humanitaire、良心と平和税インターナショナル、Commission Africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'Homme、HazteOir 団体協会、人権と平和アドヴォカシー・センター、Association Culturelle des Tamouls en France、Jeunesse Etudiante Tamoule、人間の移動行動、B'nai B'rith、Justica Global、ユダヤ人団体調整理事会

議事進行異議申し立て: イラン

答弁権行使: ヴェネズエラ、中国、インド、サウディアラビア、レバノン、朝鮮民主人民共和国、シリ

ア、トルコ、ロシア連邦、エジプト、**日本**、カメルーン、タイ、ブラジル、イラン、キューバ、カンボディア、パキスタン、アゼルバイジャン、ウクライナ、ジョージア、ドイツ、ボリヴィア、ジブティ

キルギスタンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所キルギスタン代表部大使、サウディアラビア、スリランカ、トルコ、国連ウイメン、英国、ウズベキスタン、ヴェネズエラ、アフガニスタン、アルメニア、ベルギー、中国、キューバ、エジプト、第19条---国際検閲禁止センター、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、国際和解フェロシップ、人口開発アクション・カナダ

232の勧告のうち、キルギスタンは193を支持し、39に留意した。キルギスタンの普遍的定期的レビューの成果を採択

ギニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ギニア市民権国内統合大臣、ヴェネズエラ、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、チャド、中国、キューバ、ジブティ、エジプト、エチオピア、ガボン、国際人権サーヴィス、アムネスティ・インターナショナル、プラン・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique internationale---OCAPROCE インターナショナル

213の勧告のうちギニアは203を支持し、10に留意した。ギニアの普遍的定期的レビューの成果を採択。

ラオ人民民主主義共和国の普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所ラオ人民民主主義共和国代表部大使、シンガポール、スリランカ、タイ。英国。国連子ども基金、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ベルギー、ブルネイ・ダルサラム、中国、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、自由擁護同盟、アムネスティ・インターナショナル、全世界基督教徒連帯、国連監視機構、CIVICUS---世界市民参画同盟、脅威にさらされる諸国民協会、ラオ人民民主主義共和国

226の勧告のうち、ラオ人民民主主義共和国は160を支持し、66に留意した。ラオ人民民主主義共和国の普遍的定期的レビューの成果を採択

9月28日(月)昼 第23回会議

議事項目6(継続)

レソトの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務章レソト代表部大使、ガボン、インド、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、フィリピン、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、国際女性ヴォランティア団体、世界非殺害センター、人口開発アクション・カナダ、Rencontre africaine pour la defense des droits de l'homme

211の勧告のうち、168がレソトによって受け入れられ、43に留意された。レソトの普遍的定期的レビューの成果を採択。

ケニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所ケニア代表部大使、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、南スーダン、スリランカ、スーダン、ウガンダ、国連ウイメン、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ、アフガニスタン、アルジェリア、ケニア国内人権委員会、Edmund Rice 国際 Ltd., Instituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、世界非殺害センター、第 19 条---検閲禁止センター、Rencontre africaine pour la defense des droits de l'homme、国際ヒューマニスト倫理連合、女性家族計画連盟、CIVICUS---世界市民参画同盟自由擁護同盟、ギリシャ、インド、イラン、キルギスタン、ナミビア、ネパール、フィリピン、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、スリランカ、シリア、アルメニア人権擁護者事務所、国際カトリック子どもビューロー、人口開発アクション・カナダ、人権ハウス財団、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際和解フェローシップ、良心平和税インターナショナル、世界非殺害センター

252 の勧告のうち、アルメニアは 239 を支持し、13 に留意した。アルメニアの普遍的定期的レビューの成果を採択

9 月 28 日(月)午後 第 24 回会議

ジェンダーと多様性: 人権理事会の作業における重なり合う視点の強化に重点を置いて、その作業とメカニズムの全体を通じたジェンダーの視点の統合に関する年次パネル討論

ステートメント: ミッチェル・バチエレ国連人権高等弁務官: 不平等と差別が、生活のすべての領域に広がる私たちの時代の 2 つの最大の課題である。疑いを持つ人があるならば、COVID-19 がこれを深く悟らせた。貧困の中で暮らしている女性は、しばしば民族的・人種的マイノリティに属しており、危機に対する強靭性が少なく、しばしば生計がないままに放置される。貧しい農山漁村地域社会の女兒は、弟妹及びその他の家族の世話をしよう求められ、オンラインで授業についていく手段もないためにまず学校から落ちこぼれる。障害を持つ女性は、ジェンダーに基づく暴力に対処するために設置されている保健ケアとサービスにアクセスする際にさらなる障害に直面している。最近世界中で見られる反人種主義抗議と連帯運動は、女性と女兒がどのように制度的人種主義とその他の形態の重なり合う差別にひどい悪影響を受けているかに注意を引いてきた。平等と非差別は、国際人権制度の土台である。人々の異なった経験とニーズに対して責任を持つことが、理事会のマンデートの成就にとって極めて重要である。COVID-19 流行後に国際社会が立ち直る時に、これは特に重要であり、人権理事会とそのメカニズムが重なり合う差別の深刻さを分析し続けるよう要請する。

パネリストのステートメント:

1. Felipe Gonzales Morales 移動者の人権に関する特別報告者: かなりジェンダーの影響を受けた移動を強調して、女性と女兒が移動の流れの 48% を占めていることを指摘する。LGBT の移動女性と女兒が直面する形態の差別を強調するために、移動拘束中にトランスジェンダーの女性は男性と共に拘束されていることを述べる。理事会のメカニズムは、情報交換を改善し、例えば共同声明を出すことにより相乗作用を生み出さなければならない。ジェンダーの視点が、作業を行う時に私のメカニズムのようなメカニズムによって考慮に入れられなければならない。メカニズムは、移動女性と女兒が声を上げることを積極的に求めるべきである。私は、彼女たちのニーズと特別な脆弱性をより良く理解するために彼女たちと会うことにコミットしている。「移動コンパクト」は、ジェンダーの間の平等を推進することを目

的としている。

2. Joia Crear-Perry 国立出生エクイティ共同会長: 米国では、黒人女性は、深い喪に服している。多くの黒人女性にとって、2020 年はつらい年であった。彼女たちは、COVID-19 流行のために家族を葬り、同じ量の仕事に対して他人よりもしばしば少ない給料を支払われていた職を失い、黒人の命のための世界的運動を触媒した警察による無防備の黒人の殺害で動揺している。警察活動において黒人女性の命を大切にしない同じ制度が、教育においても、住居においても、保健ケアにおいてさえその命を大切にしていない。大西洋を経由する奴隷取引と人種別にえり分けられたデータから利益を受けてきたほとんどすべての国において、黒人女性は、乏しい妊産婦保健を経験する可能性がより高い。米国では、この国の進んだ経済と比類のない保健ケア経費にもかかわらず、黒人女性は妊産婦保健危機の矢面に立ち続けている。しかし、反黒人とジェンダー抑圧は、国境によって限られるわけではなく、世界的な現象である。

3. Winie Byanyima 国連エイズ行動計画(国連エイズ)事務局長: 女性のための政策とプログラムは、ありとあらゆる種類の女性に対処しなければならない。女性は若い者もあり、年寄りもあり、性労働者でもあり、トランスジェンダーであり、麻薬を使用しているかも知れない。ジェンダー平等のための闘いには、最も周縁化された者にインパクトを与える他の形態の抑圧と刑法の過剰な利用は致命的であることを強調して、性労働、性自認または麻薬の使用を犯罪とする法律は、女性に破滅的なインパクトを与えることもあることを述べる。私は、サハラ以南アフリカで 2019 年のすべての新規感染の 4 分の 1 を占めている思春期の女子と若い女性の権利の保護と成就の必要性を強調する。比較的若い世代の運命と COVID-19 に直面して女性と女兒の権利とジェンダー平等においてやっと勝ち取った進歩の年月の巻き戻しの危険は、どちらに転ぶが分からない。

4. Pragna Patel サウソールブラックシスター創設者・現事務局長: 黒人女性とマイノリティ女性は、英国で最も周縁化されたグループを形成している。最初から、サウソールブラックシスターは、人権に対する重なり合う取組の必要性を理解してきた。重なり合う取組とは、重なり合うアイデンティティのことではなく、連動し、互いに補強し合う形態の抑圧を解体するために、女性の社会的地位を解体することである。女性は、単一の問題の生活を送っていないので単一の問題の闘いといったものはない。女性の人権の約束を果たすために、すべての国家は、広範な問題に沿って法律と政策内で重なり合う視点を主流化しなければならない。一つの明白な例は、反差別作業を扱う際の危険要因として、移動者の地位を導入することである。これら問題に関する行動を要請して、私は COVID-19 流行と気候危機の状況で時間が極めて重要であることを述べる。

意見交換対話: 発言者たちは、「持続可能な開発目標」を達成するためにわずか 10 年しか残っていない状態で、女性と女兒が直面する重なり合う形態の差別と暴力に対処する責任はすべての人々にあると述べた。「北京宣言と行動綱領」後 25 年と女性・平和・安全保障に関する決議第 1325 号の採択後 20 年で、強力な国際的な女性の権利枠組のためにかかわり、具体的行動を推進することは依然して以前にもまして重要である。世界銀行の報告書によれば、過去 10 年で労働生活におけるジェンダー平等のための改革が最も多かったのは、サハラ以南アフリカであった。発言者たちは、理事会への女性と女兒の参画を制度化するよう理事会に要請した。重なり合いの分析には、様々な状況で権力がどのように再配分されているかを調査するために、権力を把握することが必要であるが、理事会では、重なり合いの分析は分析またはアイデンティティのカテゴリーを蓄積することに代わってしまい、権力の構成には手を触れられないままで、家父長制、異性愛規範、人種主義が女性の経験を誰にも何物にも挑戦しない口当た

りの良いちゃんとした話に矮小化し均質化することを許している。

発言国: フィンランド(諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、欧州連合、英国、オーストリア(諸国グループを代表)、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、国連ウィメン、ドイツ、フィジー、ハイティ、韓国(諸国グループを代表)、ギリシャ、ネパール、アルメニア、ブルキナファソ、セネガル、モルディブ、南アフリカ、ボツワナ、ガボン、アンゴラ、スイス、国連人口基金

発言 NGO: プラン・インターナショナル Inc.、Rutgers、人口開発アクション・カナダ、ジュネーブ国際権利開発機関、水・環境・保健世界機関

まとめ: Winnie Byanyima: 脆弱なセグメントを危険にさらす法律と個人的な麻薬の利用と性労働のような慣行の差別の修正を要請する。

Felpe Gonzales Morales: 先住民族の移動女性が直面しているような重複し重なり合う形態の差別に対処する必要性を強調する。国家は、国際人権法を支持するように COVID-19 には関連する課題に対処しなければならない。

Joia Crear-Perry: 組織が創設された時、私のような者が米国では投票しないことが合法的であり、権利の点、何かが合法的であるか否かという点のみならず正義と公平性の点で考えるよう出席している人たちに要請する。

Pragna Pate: 多くの領域で、重複する形態の差別の結びついた影響の詳細な分析がまだ行われなければならない。重なり合いについての認識は増加しているが、言説と現実との間にはまだ大きな格差がある。

9月29日(火)午前 第25回会議

議事項目6(継続)

スウェーデンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所スウェーデン代表部大使、南スーダン、スリランカ、ヴェネズエラ、ヴェトナム、アフガニスタン、ボツワナ、ブルキナファソ、カーボベルデ、中国、ジブティ、エチオピア、インド、イラン性教育スウェーデン協会、婦人国際平和自由連盟、自由擁護同盟、世界福音同盟、暴力非外資擁護団体、NGO 調査機関、国連監視機構、アムネスティ・インターナショナル、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.

300 の勧告のうち、スウェーデンは 214 を支持し、85 に留意した。1 つの勧告は一部を支持し、一部に留意した。スウェーデンの普遍的定期的レビューの成果を採択

グレナダの普遍的定期的レビューの成果の検討

グレナダ市民権国内統一大臣、ヴェネズエラ、バハマ、バルバドス、ブラジル、中国、キューバ、フィジー、インド、ジャマイカ、リビア、マラウイ、ネパール、ロシア連邦、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、世界非殺害センター

148 の勧告のうちグレナダは 99 を支持し、49 に留意した。グレナダの普遍的定期的レビューの成果を採択

トルコの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所トルコ代表部大使、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、セネガル、シエラレオネ、世界福音同盟、国際人権同盟連盟、国際人権サービス、第19条---国際検閲禁止センター、国際法律家委員会、国際ヒューマニスト倫理連合、英国人権協会、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル

321の勧告のうち、トルコは216を支持し、105に留意した。トルコの普遍的定期的レビューの成果を採択

キリバティの普遍的定期的レビューの成果の検討

キリバティ法務大臣、ヴェネズエラ、バハマ、バルバドス、ボツワナ、中国、キューバ、フィジー、インド、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、ネパール、ニュージーランド、国際家族計画連盟、フランシスカン・インターナショナル、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、世界非殺害センター、英連邦人権イニシャティヴ、国連監視機構

129の勧告のうち、キリバティは88を支持し、44に留意した。一つの勧告はどの部分を支持しどの部分に留意するかを示して追加の明確化が提供された。キリバティの普遍的定期的レビューの成果を採択

議事項目5(継続)

一般討論

ドイツ(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、インド(諸国グループを代表)、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、ポルトガル(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ラトヴィア(諸国グループを代表)、ノルウェー(諸国グループを代表)、メキシコ(諸国グループを代表)、パキスタン、インド

9月29日(火)午後 第26回会議

議事項目2(継続)

イエーメンに関する著名な専門家グループとの意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Kamel Jendoubi イェーメンに関する著名な専門家グループ議長

当該国ステートメント: イェーメン

意見交換対話: 欧州連合、ノルウェー(諸国グループを代表)、アイルランド(諸国グループを代表)、国連ウイメン、カタール、ドイツ、**日本**、中国、オーストラリア、スイス、クロアチア、チェコ共和国、英国、ニュージーランド、イラン、フランス、バハイ国際共同体、子ども擁護インターナショナル、国境なき報道者インターナショナル、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、弁護士
の権利監視機構カナダ、人権と入国 Ma'onah 協会

まとめ: Melissa Parke イェーメンに関する著名な専門家グループ委員

Ardi Imseis イェーメンに関する著名な専門家グループ委員

Kamel Jendoubi

議事項目 5(継続)

一般討論(継続)

インドネシア、メキシコ、ヴェネズエラ、ネパール、ウルグアイ(諸国グループを代表)、イスラエル、キューバ、イラク、モロッコ、南アフリカ、中国、イラン、アルジェリア、ロシア連邦、ベラルーシ、アゼルバイジャン、ヨルダン、レバノン、湾岸アラブ諸国協力会議、スイス、アムネスティ・インターナショナル、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、普遍的権利グループ、Alsalam 財団、拷問被害者 Khiam 更生センター、Reseau International des Droits Hommains、LDCs 国際団体、世界ムスリム会議、公正取引と人権を支持する国際会議、慈善活動 Al Baraem 協会、世界福祉協会、透明性のためのパートナーズ、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ、世界 Barua 団体、解放、Association pour l'integrtrion et le developpement durable au Brundi、イラク開発団体、国際法律家委員会、Iuventum e.V.、平和のための Maat、開発と HR 協会、CIVICUS---世界市民参画同盟、保健環境プログラム、ジェンダー正義と女性のエンパワーメント・センター、Thendral 協会、ABC Tamil Oli、Tamil Uzhagam、Commission Africaine des promoteurs de la sante et des doits de l'Homme、団体調査教育センター、Prahar、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、Association Culturelle des tamouls en Francde、国際仏教徒救援団体、女性と子どもの権利保護協会、Jeunesse etudiante tamoule、Association Solidarite Internatinal pour l'Aftique

議事進行異議申し立て: イラン

答弁権行使: イラン、イラク

9月30日(水)午前 第27回会議

議事項目 6(継続)

一般討論

ドイツ(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、クウェート(アラブ諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、インド、ヴェネズエラ、バーレーン、ネパール(ヴィデオで)、スーダン、イラク、キューバ、中国、イラン、国連人口基金、ウガンダ、南スーダン、ジョージア、国際カトリック子どもビューロー、UPR Info、Comision Mexicana de Defense y Promoion de los Derechod Husnos、Asociacion Civil、平和のための Maat、開発人権協会、Organisation pour la Communication en Afriue et de Promotion de la Cooperationn Economique Internationale---OCAPROCE インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、普遍的権利グループ、透明性のためのパートナーズ、スイス平和ブリゲード・インターナショナル、欧州法律司法センター、Alsalam 財団、南北協力連合都市機関、国際和解フェロシップ、アフリカ開発協会、Thendral 協会、ABC Tamil Oi、Tamil Uzhagam、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、Assocition des etudiants tamouls de France、国際仏教徒救援団体、ジュネーヴ国際権利開発機関、夢を持つ青年協会、ナイジェリア・アフリカ遺産財団、Associagtion Bharathi Centre Culturel France---Tamoul、Association Solidarite Internationale pour l'Afrique、Turner La Page

議事項目 7: パスチナ及びその他のアラブ被占領地の人権状況

一般討論

パレスチナの要請で、理事会は逝去したクウェートの首長 Sabah al-Ahmad al-Sabah に 1 分間の黙禱を捧げた。

当該国ステートメント: パスチナ、シリア

発言国: パキスタン(イスラム協力機構を代表)、クウェート(アラブ諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、パキスタン、リビア、カタール、インドネシア、セネガル、メキシコ、チリ、バングラデシュ、ナミビア、ヴェネズエラ(ビデオで)、バーレーン、モーリタニア、スーダン、ナイジェリア、ヨルダン、朝鮮民主人民共和国、ジブティ、モルディヴ、サウディアラビア、イラク、キューバ、モロッコ、中国、イラン、東ティモール、モザンビーク、アルジェリア、レバノン、ロシア連邦、イエーメン、エジプト、スリランカ、トルコ、テュニジア、南アフリカ、アラブ首長国連邦、オマーン、マレーシア(ビデオで)、

発言 NGO: パレスチナ国国内人権機関、Al-Haq、人に仕える法律、カイロ人権学研究所、世界ユダヤ人会議、パスチナ人権センター、パレスチナ人帰還センターLtd.、B'nai B'rith、ユダヤ人団体調整理事会、ユダヤ人学生欧州連合、Khiam 拷問被害者更生センター、Al Mazan センター、国際人種差別撤廃団体、世界教会会議国際問題教会委員会、ユダヤ人弁護士法律家国際協会、人権情報訓練センター、暴力被害者擁護団体、子ども擁護インターナショナル

9月30日(水)午後 第28回会議

議事項目 9: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

アフリカ系の人々に関する専門家作業部会との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Dominique Day アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長

当該国ステートメント: エクアドル、エクアドル・オンブズマン、ペルー

意見交換対話: 欧州連合、エクアドル(諸国グループを代表)、カナダ、シエラレオネ、ブラジル、キューバ、インドネシア、リビア、セネガル、インド、トーゴ、モロッコ、南アフリカ、中国、イラン、アンゴラ、国連人口基金、ヴェネズエラ、ネパール、ロシア連邦、スーダン、エジプト、チャド、国際国連青年学生運動、民族・宗教・言語・その他のマイノリティの権利保護のための国際連盟、Terra de Direitos、Justica Global、国際人権サーヴィス、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際和解フェローシップ、国際人種差別撤廃団体、イラク開発団体、中国国際理解協会、司法国際法センター、国際弁護士団体

まとめ: Dominique Day

報復の申し立てに関する事務総長報告書に関する意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Ilze Brands Kehris 国連人権事務総長補

意見交換対話: 欧州連合、ウルグァイ(諸国グループを代表)、リトアニア(諸国グループを代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、オーストリア(諸国グループを代表)、イスラエル、ドイツ、パレスチナ国、パキスタン、フランス、キューバ、サウディアラビア、チェコ共和国、中国、オーストラリア、タ

イ、ボツワナ、イラン、ヴェネズエラ、フィリピン(ビデオで)、クロアチア、アイルランド、マーシャル諸島、英国、ヴェトナム、エジプト、ハンガリー、スロヴァキア、コロンビア、カンボディア、ジョージア、アルメニア、アンゴラ(ビデオで)、インド、スリランカ、NHF フィリピン、国内人権機関世界同盟、権利生計賞財団、国際人権サービス、人権ハウス財団、アジア太平洋女性法律開発フォーラム、カイロ人権学研究所

まとめ: Ilze Brands

答弁権行使: イラン、ブラジル、中国、アゼルバイジャン、パキスタン、アルメニア

Bh:y

議事進行異議申し立て: イラン

10月1日(木)午前 第29回会議

議事項目 9(継続)

国連との協力を求めまたは協力してきた者に対する申し立てられた報復に関する事務総長報告書に関する意見交換対話(継続)

意見交換対話(継続): Al Mezan 人権センター、アジア人権開発フォーラム、CIVICUS---世界市民参画同盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、中国国際理解協会

議事項目 7(継続)

パレスチナ及びその他のアラブ被占領地の人権状況に関する一般討論(継続)

人権監視機構、人権と入国 Ma'onah 協会、国際弁護士団体、Institut International pour les droits de l'homme et le Developement、Ingnieurs du monde、透明性のためのパートナーズ、イラク開発団体、Servas インターナショナル、アフリカ文化インターナショナル

議事項目 8: 「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

一般討論

ドイツ(欧州連合を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、エストニア(諸国グループを代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、スウェーデン(諸国グループを代表)、オーストリア(諸国グループを代表、パキスタン、インド、インドネシア、アルメニア、ヴェネズエラ、バーレーン、ネパール、スーダン、イスラエル、キューバ、ギリシャ、中国、イラン、アルジェリア、ロシア連邦、ジョージア、国連開発計画、ミャンマー、アゼルバイジャン、国内人権機関世界同盟、人口開発アクション・カナダ、国際レズビアン・ゲイ協会、アフリカ Zero Poor、国際 LDCs 団体、友好国世界協議委員会、Mouvement contre le racisme et pour l'unité entre les peuples、Asociacion HazteOir 団体、女性家族計画連盟、Elizka 救援財団、フランス自由: ダニエル・ミッテラン財団、良き羊飼ひ慈善聖母の会衆、Synergie Feminine Pour La Paix Et Le Developpement Durable、シーク人権グループ、国際ムスリム女性連合、世界ユダヤ人会議、世界ムスリム会議、公正取引と人権を支持する国際会議、スイス・ギニア連帯、慈善活動 Al Baraem 協会、ギニア医療互助協会、水環境保健世界機関、世界福祉協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、CIVICUS---世界市民参画同盟、希望の母カメルーン共通イニシアティヴ・グループ、世界 Barua 団体、国連監視機構、Organisation pour la communication en Afrique et de promotion de la Cooperation Economique

Internationale---OCAPROCE インターナショナル、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、解放、拷問被害者 Khiam 更生センター、Villages Unis(連合村)、ジュネーブ国際権利開発国際機関、Ingenieurs du Monde、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Iuventum e.V.、地域社会人権アドヴォカシー・センター、法律司法欧州センター、Servas インターナショナル、保健環境プログラム、世界市民協会、国際女性保健連合、Commission Africaine des prooteurs de la sante et des droits de l'homme、Conselho Indigenista Missionario、団体調査教育センター、Prahar、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、国際仏教徒救援団体

答弁権行使: インド、ブラジル、パキスタン

議事項目 9(継続)

報告書プレゼンテーション

1. Refiloe Litjobo 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的実施に関する作業部会議長・報告者
2. ミッチェル・バチエレ国連人権高等弁務官、組織の人種差別に関する口頭による最新情報

一般討論

ドイツ(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、クウェート(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ノルウェー(諸国グループを代表)、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、パキスタン、カタール、インド、インドネシア、ブラジル、アルメニア、バングラデシュ、ナミビア、ヴェネズエラ、バーレーン、ネパール、スペイン、スーダン、ナイジェリア、イスラエル、英国、パレスチナ国、ジブティ、朝鮮民主人民共和国、シエラレオネ、モルディヴ、ギリシャ、キューバ、モロッコ、南アフリカ、中国、ボツワナ、イラン、スイス、国連人口基金、コスタリカ、ロシア連邦、アゼルバイジャン、エジプト、トルコ、ジョージア、ミャンマー、チャド、アメリカ市民自由連合、国際差別人種主義反対運動、国際ユダヤ人弁護士法律塚協会、国際国連青年学生運動、Synergie feminine pour la paix et le developpement durable、シーク人権グループ、世界高齢化行動、民族・宗教・言語その他のマイノリティの権利保護国際連盟、Villages Unis(連合村)、マイノリティ権利グループ、アフリカ Zero Poor、司法国際法センター、ユダヤ人学生欧州連合、Mouvement contre le racisme et pour l'armitie entre les peuples、カイロ人権学研究所、人権監視機構、Institut international pour les droits et le developpement、水環境保健世界機関、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、人種佐部通信国際団体、国際人権サーヴィス、Association pour l'integration et le developpement durable au Burundi、Servas インターナショナル、人権情報訓練センター、Rencontre africaine pour la defense des droits de l'homme、Rencontre Africaine pour la dwfense des droits de l'homme、南北協力連合都市機関、暴力被害者羽後団体、世界ユダヤ人会議、普遍的権利グループ、世界ムスリム会議、スイス・ギニア連帯、国際弁護士団体、人権と入国のための Ma'onah 協会、慈善活動 Al Baraem 協会、Association d'Entraide Medicale Guinee、世界福祉協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ、団体調査教育センター、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、国際キャリア支援協会、国際仏教徒救援団体、Association Elmostakbell pour le developpement、女性と子どもの権利保護協会

10月1日(木)午後 第30回会議

議事項目 10: 技術援助と能力開発

ウクライナの人権状況に関する人権高等弁務官報告書に関する意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント: ウクライナ

意見交換対話: 欧州連合、フィンランド、カナダ、国連子ども基金、ドイツ、エストニア、日本、ノルウェー、チェコ共和国、オーストラリア、オーストリア、スイス、オランダ、リトアニア、ラトヴィア、ブルガリア、クロアチア、モンテネグロ、ロシア連邦、アルバニア、ポーランド、英国、デンマーク、トルコ、スロヴァキア、ハンガリー、ルーマニア、スウェーデン、アイスランド、アイルランド、ジョージア、北マケドニア、アゼルバイジャン、モルドヴァ共和国、フランス人権ハウス財団、公共団体「公共アドヴォカシー」、マイノリティ権利グループ、国際和解フェロシップ、国連監視機構、アムネスティ・インターナショナル、世界ウクライナ女性団体連盟

まとめ: Nada Al-Nashif

カンボディアの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Rhona Smith カンボディアの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: カンボディア

意見交換対話: 欧州連合、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、デンマーク(諸国グループを代表)、ベルギー、フランス、日本、朝鮮民主主義人民共和国、中国、オーストラリア、タイ、スイス、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ロシア連邦、ベラルーシ、ラオ人民民主主義共和国、チェコ共和国、英国、ミャンマー(ビデオで)、ニュージーランド、クウェート、レバノン、キューバ、アイルランド、フィリピン(ビデオで)、エジプト、トルコ、国際人権同盟連盟、世界拷問禁止団体、第19条---国際検閲禁止センター、CIVICUS---世界市民参画同盟、アジア人権開発フォーラム、弁護士の権利監視機構カナダ、次世代財団

議事進行異議申し立て: カンボディア、ヴェネズエラ、ロシア連邦、オーストラリア、チェコ共和国、中国、キューバ、ドイツ

まとめ: Rhona Smith

答弁権行使: ロシア連邦

10月2日(金)午前 第31回会議

議事項目 10(継続)

コンゴ民主共和国の人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書とカサイの状況に関する独立専門家チームの最終報告書に関する意見交換対話

開会ステートメント

1. ミッチェル・バチエレ 国連人権高等弁務官
2. Bacre Waly Ndiaye カサイの状況に関する独立専門家チーム議長
3. Andre Lite Asebea コンゴ民主共和国人権大臣

4. Emmanuel Kabengele Kalonji、Reseau pour la Reforme du Secteur de Securite et de Justice(RRSSJ)国内コーディネーター

意見交換対話: スウェーデン(諸国グループを代表)、欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ諸国を代表)、フランス、**日本**、セネガル、モーリタニア、ベルギー、トーゴ、中国、オーストラリア、ボツワナ、アンゴラ、スイス、オランダ、ヴェネズエラ、ルクセンブルグ、スペイン、モザンビーク、ロシア連邦、英国、エジプト、アイルランド、Commission Nationale des Droits de l'Homme、共に死刑に反対、正義と平和のためのドミニカンズ、世界ヴィジョン・インターナショナル、ルーテル世界連盟、国際カトリック子どもビューロー、アムネスティ・インターナショナル、世界拷問禁止団体、CIVICUS---世界市民参画同盟、rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、次世代財団、国際弁護士団体、国際人種差別撤廃団体

まとめ: ミッチェル・バチエレ、Bacre Waly Ndiaye、NDRE Lite Asebea、Emmanuel Kabengele Kalonji

中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Yao Agbetse 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント: 中央アフリカ共和国

意見交換対話: 欧州連合、ベルギー(諸国グループを代表)、国連ウイメン、ポルトガル、国連子ども基金、フランス、リビア、セネガル、モーリタニア、トーゴ、モロッコ、中国、オーストラリア、ガボン、ヴェネズエラ、ロシア連邦、スーダン、英国、エジプト、チャド、エリトリア、アイルランド、全世界基督教徒連帯、世界福音同盟、NGO 調査機関、次世代財団、国際弁護士団体、国際人種差別撤廃団体、保健環境プログラム

まとめ: Yao Agbetse

10月2日(金)午後 第32回会議

議事項目 10(継続)

スーダンの人権状況に関する意見交換対話

開会ステートメント:

1. ミッチェル・バチエレ 国連人権高等弁務官
2. Aristide Nononsi スーダンの人権状況に関する独立専門家
3. Ali Ibn Abi Talib Abdelraman ジュネーブ国連事務局スーダン代表部大使

意見交換対話: クウェート(アラブ諸国を代表)、欧州連合、アイスランド(諸国グループを代表)、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、ヨルダン、カタール、ドイツ、シエラレオネ、ベルギー、フランス、**日本**、サウジアラビア、リビア、セネガル、イラク、モーリタニア、モロッコ、中国、オーストラリア、ボツワナ、アルメニア、スイス、オランダ、韓国、バーレーン、ヴェネズエラ、エチオピア、ロシア連邦、アイルランド、イエメン、英国、南スーダン、エジプト、チュニジア、スペイン、アラブ首長国連邦、イラン、アフガニスタン、エリトリア、チャド、ブラジル、アルジェリア、全世界基督教徒連帯、世界福音同盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、英国ヒューマニスト協会、国際人権同盟連盟、人権監視機構、次世代財団、人権情報訓練センター、アムネスティ

イ・インターナショナル、世界拷問禁止団体、ジュネーヴ国際権利開発機関

まとめ:ミッチェル・バチエレ、Aristide Nononsi、Ali Ibn Abi Talib Abdelrahman Mahmoud

ソマリアの人権状況に関する独立専門家との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Isha Dyfan ソマリアの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント: ソマリア

意見交換対話: クウェート(アラブ諸国を代表)、欧州連合、アイスランド(諸国連合を代表)、ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)、ヨルダン、カタール、ドイツ、シオラレオネ、ベルギー、フランス、**日本**、サウディアラビア、リビア、セネガル、イラク、モーリタニア、モロッコ、中国、オーストラリア、ボツワナ、アルメニア、スイス、オランダ、韓国、バーレーン、ヴェネズエラ、エチオピア、ロシア連邦、アイルランド、イエメン、英国、南スーダン、エジプト、スペイン、アラブ首長国連邦、イラン、アフガニスタン、エリトリア、チャド、ブラジル、アルジェリア、チュニジア、東アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国境なき報道者インターナショナル、次世代財団、Elizka 救援財団、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Ingenieurs du Monde、国際ジャーナリスト連盟、ジュネーヴ国際権利開発機関

まとめ: Isha Dyfan

10月5日(月)午前 第33回会議

議事項目 10(継続)

リビアの事実確認ミッションとの意見交換対話

リビアの事実確認ミッションによる口頭での最新情報: Mohamed Auajjar リビアの事実確認ミッション議長

事務総長特別代表代理・リビアの国連特別支援ミッション長のステートメント: Stephanie Turco
William

当該国ステートメント: リビア

意見交換対話: フィンランド(諸国グループを代表)、クウェート(アラブ諸国グループを代表)、欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)、ヨルダン、カタール、ドイツ、国連ウイメン、国連子ども基金、フランス、**日本**、セネガル、イラク、ギリシャ、モロッコ、中国、オーストラリア、イラン、スイス、オランダ、ヴェネズエラ、マルタ、スペイン、ロシア連邦、スーダン、アイルランド、英国、エジプト、トルコ、マリ、チャド、チュニジア、イタリア、エリトリア、差別禁止 Aman、LDCs 国際団体、カイロ人権学研究所、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、次世代財団、ジュネーヴ国際権利開発機関、水環境保健世界機関、人権と入国のための Ma'onah 協会、国際弁護士団体

まとめ: Stephanie Turco William、Mohamed Auajjar、Tracy Robinson リビア事実確認ミッション委員、Chaloka Beyani リビア事実確認ミッション委員

議事項目 6(継続)

ギニアビサウの普遍的定期的レビューの成果の検討

FSocorro Flores Liera 人権理事会副議長(ギニアビサウ法務大臣 Fernando Mendonca のステートメン

トを代読)、カーボヴェルデ、中国、キューバ、ジブティ、エジプト、エチオピア、ガボン、インド、マラウイ、モーリタニア、プラン・インターナショナル、Elizka 救援財団、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

197 の勧告のうち、ギニアビサウは 193 を支持し、4 つに留意した。ギニアビサウの普遍的定期的レビューの成果を採択

グアイアナの普遍的定期的レビューの成果の検討

Neville Totaram ジュネーブ国連事務所グアイアナ代表部、ネパール、パキスタン、フィリピン、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ、アフガニスタン、バハマ、ボツワナ、ブラジル、中国、キューバ、ジャマイカ、世界非殺害センター

199 の勧告のうち、グアイアナは 140 を支持し、59 に留意した。グアイアナの普遍的定期的レビューの成果を採択

10月5日(月)午後 第34回会議

議事項目 10(継続)

カンボディア、ジョージア、イエーメンに関する人権高等弁務官と事務総長の報告書のプレゼンテーション: Gorgette Gagnon 国連人権高等弁務官事務所現地活動技術協力部部長

当該国ステートメント: カンボディア、ジョージア、イエーメン

一般討論

クウェート(アラブ諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)、英国(英連邦を代表)、パキスタン(諸国議グループを代表)、カナダ(フランス語圏を代表)、ブラジル(ポルトガル語諸国共同体を代表)、バーレーン(諸国グループを代表)、ドイツ、リビア、パキスタン、インド、インドネシア、ウクライナ、トーゴ、オーストラリア、バハマ、オランダ、ヴェネズエラ、バーレーン、ネパール、ブルガリア、スーダン、ポーランド、フィリピン(ビデオで)、フィンランド、ヨルダン、フランス、エストニア、シエラレオネ、サウディアラビア、スウェーデン、ギリシャ、モロッコ、中国、タイ、イラン、キューバ、リトアニア、東ティモール、ラトヴィア、コスタリカ、アルジェリア、ロシア連邦、英国(ビデオで)、南スーダン、アゼルバイジャン、エジプト、ルーマニア、アラブ首長国連邦、ジョージア、ウガンダ、ベラルーシ、モルドヴァ共和国、フィリピン人権委員会、ジョージア公共擁護者事務所、アメリカ法律家協会、世界拷問禁止団体、暴力被害者擁護団体、ギニア医療互助協会、アフリカ Zero Poor、人権ハウス財団、保健環境プログラム、世界市民協会、LDCs 国際団体、普遍的権利グループ、アフリカリターン財団インターナショナル、良心と平和税インターナショナル、villages unis(連合村)、世界 Barua 団体、解放、世界福祉協会、Association pour l'Integration et le Developpement Durable au Burundi、団体調査教育センター、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ、Prahari、女性と子どもの権利保護協会、国際法律家委員会、国際レズビアン・ゲイ協会、Servas インターナショナル

議事進行異議申し立て: カンボディア

答弁権行使: ウクライナ、ジョージア

10月6日(火)午前 第35回会議

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

2. 諮問委員会報告書に関する議長声明(A/HRC/45/L.30)

提案者: 人権理事会議長

コンセンサスで議長声明を採択

3. 人権理事会によってマンデートを与えられたある活動の実施の延期に関する決定(A/HRC/45/L.50)

提案者: 人権理事会議長

コンセンサスで決定を採択

4. ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権分野における協力と技術援助を強化する (A/HRC/45/L.55/Rev.1)

提案国: イラン・イスラム共和国、シリア・アラブ共和国、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 14 票、反対 7 票、棄権 26 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 14 票: アンゴラ、ブルキナファソ、カメルーン、エリトリア、フィジー、インドネシア、メキシコ、ナミビア、ネパール、パキスタン、カタール、スーダン、ヴェネズエラ

反対 7 票: オーストラリア、ブラジル、キューバ、マーシャル諸島、ペルー、ウクライナ、ウルグアイ

棄権 26 票: アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブルガリア、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク、ドイツ、インド、イタリア、日本、リビア、モーリタニア、オランダ、ナイジェリア、ポーランド、韓国、セネガル、スロヴァキア、ソマリア、スペイン、トーゴ

5. 強制または任意によらない失踪(A/HRC/45/L.19)

提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、テュニジア、ウクライナ、英国

コンセンサスで決議を採択

6. 民明的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家のマンデート(A/HRC/45/L.21)

提案国: ベラルーシ、中国、キューバ、エジプト、ハイティ、マレーシア、モザンビーク、ニカラグア、フィリピン、テュニジア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 22 票、反対 15 票、棄権 10 票で決議を採択

票決結果: 賛成 22 票: アンゴラ、アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナフ

アソ、カメルーン、エリトリア、フィジー、インド、インドネシア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、セネガル、スーダン、トーゴ、ヴェネズエラ
反対 15 票: オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ
棄権 10 票: アフガニスタン、アルメニア、ブラジル、チリ、コンゴ民主共和国、リビア・メキシコ、ペルー、ソマリア、ウルグアイ

7. 人権と一方的強制措置(A/HRC/45/L.22)

提案国: アゼルバイジャン、パレスチナ国

賛成 27 票、反対 13 票、棄権 7 票で決議を採択

票決結果: 賛成 27 票: アンゴラ、アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、チリ、コンゴ民主共和国、エリトリア、フィジー、インド、インドネシア、リビア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ヴェネズエラ

反対 15 票: オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ

棄権 5 票: アフガニスタン、アルメニア、ブラジル、メキシコ、ウルグアイ

8. 開発への権利(A/HRC/45/L.23)

提案国: アゼルバイジャン、パレスチナ国

賛成 27 票、反対 13 票、棄権 7 票で決議を採択

票決結果: 賛成 27 票: アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、バハマ、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ民主共和国、エリトリア、フィジー、インド、インドネシア、リビア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ヴェネズエラ

反対 13 票: オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、イタリア、**日本**、オランダ、ポーランド、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ

棄権 7 票: アルメニア、ブラジル、チリ、マーシャル諸島、メキシコ、韓国、ウルグアイ

9. 地方自治体と人権(A/HRC/45/L.27)

提案国: ストラリア、ブルガリア、カナダ、チリ、エクアドル、エジプト、フィジー、ハイティ、アイルランド、イタリア、マーシャル諸島、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、韓国、ルーマニア、タイ、テュニジア、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

10. 安全な飲用水と下水道への人権(A/HRC/45/L.28/Rev.1)

提案国: アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、サンマリノ、ス

ロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、ウクライナ、ウルグアイ
コンセンサスで決議を採択

11. 人権の推進と保護におけるグッド・ガバナンスの役割(A/HRC/45/L29)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルク、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ
コンセンサスで決議を採択

12. 真実・正義・賠償・再発防止の保証に関する特別報告者(A/HRC/45/L.31)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モナコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー。パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ
コンセンサスで決議を採択

13. テロと人権(A/HRC/45/L.33)

提案国: カナダ、エジプト、フランス、メキシコ、フィリピン、スペイン、チュニジア
コンセンサスで決議を採択

14. 人権と先住民族(A/HRC/45/L.34)

提案国: オーストラリア、カナダ、コロンビア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、グアテマラ、ハンガリー、ルクセンブルグ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、スペイン、スウェーデン、ウクライナ
コンセンサスで決議を採択

15. 人権と火器の民間の取得、所有、使用の規制(A/HRC/45/L.35)

提案国: オーストラリア、チリ、キプロス、エクアドル、ギリシャ、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、スイス、タイ
コンセンサスで決議を採択

16. 人権の実現のために国の内部及び国家間の不平等を撤廃する(A/HRC/45/L.37)

提案国: バングラデシュ、ネパール、パキスタン、シエラレオネ、南アフリカ、トルコ
賛成 25 票、反対 8 票、棄権 14 票で決議を採択

票決結果: 賛成 25 票: アフガニスタン、アンゴラ、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ民主共和国、エリトリア、フィジー、インド、インドネシア、リビア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、セネガル、ソ

マリア、スーダン、トーゴ、ヴェネズエラ

反対 8 票: オーストラリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、**日本**、オランダ、ポーランド、スロヴァキア

棄権 14 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ブラジル、チリ、ドイツ、イタリア、マーシャル諸島、メキシコ、ペルー、韓国、スペイン、ウクライナ、ウルグアイ

10月6日(火)午後 第36回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

17. イェーメンの人権状況(A/HRC/45/L.25)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス

当該国ステートメント: イェーメン

賛成 22 票、反対 12 票、棄権 12 票で決議を採択

票決結果: 賛成 22 票: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、チリ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ドイツ、イタリア、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ペルー、ポーランド、カタール、韓国、スロヴァキア、スペイン、ウルグアイ

反対 12 票: アフガニスタン、バーレーン、ブルキナファソ、エリトリア、インド、リビア、モーリタニア、パキスタン、フィリピン、ソマリア、スーダン、ヴェネズエラ

棄権 12 票: アンゴラ、アルメニア、バングラデシュ、カメルーン、コンゴ民主共和国、インドネシア、**日本**、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、セネガル、トーゴ

一般コメント、票決前・票決後ステートメント: ドイツ(欧州連合を代表)、オーストラリア、バーレーン、カタール、ペルー、スーダン、**日本**、デンマーク

18. 民間の軍事・安全保障会社の活動の規制・監視・監督に関する国際規制枠組の内容を策定する無期限の政府間作業部会のマンデート(A/HRC/45/L.39)

提案国: ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)

採択前ステートメント: ドイツ(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

19. 危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権についての意味合いに関する特別報告者のマンデート(A/HRC/45/L.41)

提案国: ブルキナファソ、チリ、マーシャル諸島

コンセンサスで決議を採択

20. ジャーナリストの安全(A/HRC/45/L.42/Rev.1)

主提案国: オーストリア

共同提案国: アフガニスタン、アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ルーマニア、サンマリノ、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

一般コメント、採択前・採択後ステートメント: アフガニスタン、チリ、オーストラリア、フィリピン、アルメニア、ペルー、バーレーン

21. ブルンディの人権状況(A/HRC/45/L.36/Rev.1)

主提案国: ドイツ(欧州連合を代表)

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国

当該国ステートメント: ブルンディ

賛成 24 票、反対 6 票、棄権 17 票で決議を採択

票決結果: 賛成 24 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、チリ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ドイツ、イタリア、日本、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ペルー、ホーランド、韓国、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ、ウルグアイ

反対 6 票: カメルーン、パキスタン、フィリピン、ソマリア、トーゴ、ヴェネズエラ

棄権 17 票: アフガニスタン、アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、インド、インドネシア、リビア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、カタール、ドミニカ共和国、コンゴ民主共和国、セネガル、スーダン

一般コメント、採択前・採択後ステートメント: ヴェネズエラ、カメルーン

22. ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権状況(A/HRC/45/L.43/Rev.1)

主提案国: ペルー

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、グアテマラ、ガイアナ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イスラエル、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、モンテネグロ、オランダ、ユーゼーランド、北マケドニア、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国

当該国ステートメント: ヴェネズエラ

賛成 22 票、反対 3 票、棄権 22 票で決議を採択

票決結果: 賛成 22 票: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、チリ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、オランダ、ペルー、ポーランド、韓国、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ、ウルグアイ

反対 3 票: エリトリア、フィリピン、ヴェネズエラ

棄権 22 票: アフガニスタン、アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ民主共和国、インド、インドネシア、リビア、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、カタール、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ

一般コメント、票決前・票決後ステートメント: ドイツ(欧州連合を代表)、オーストラリア、エリトリア、ブラジル、メキシコ、オランダ、チェコ共和国、アルゼンチン

23. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/45/L.45)

主提案国: 英国

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、ベルギー、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、イタリア、ジャマイカ、クウェート、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ソマリア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ

当該国ステートメント: シリア

賛成 27 票、反対 1 票、棄権 19 票で決議を採択

票決結果: 賛成 27 票: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、チリ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ドイツ、イタリア、**日本**、フィジー、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ペルー、ポーランド、カタール、韓国、スロヴァキア、ソマリア、スペイン、トーゴ、ウクライナ、ウルグアイ

反対 1 票: ヴェネズエラ

棄権 19 票: アフガニスタン、アンゴラ、アルメニア、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ民主共和国、エリトリア、インド、インドネシア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、スーダン

一般コメント、票決前・票決後ステートメント: ドイツ(欧州連合を代表)、**日本**、アルメニア、ヴェネズエラ、チリ、アルゼンチン

24. 国内人権機関(A/HRC/45/L.20)

主提案国: 英国

共同提案国: アフガニスタン、アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ネパール、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、カタール、ルーマニア、スロヴァキア、スベ

ン、スウェーデン、タイ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

一般コメント採択前・採択後ステートメント：アフガニスタン、フィリピン

25. 「ダーバン宣言と行動計画」採択 20 周年記念(A/HRC/45/L.44)

主提案国：ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国：アルゼンチン、キューバ、エクアドル、ハイティ、トルコ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

一般コメント、採択前・採択後ステートメント：オーストラリア

26. アフリカ系の人々に関する専門家作業部会のマンデート(A/HRC/45/L.47)

主提案国：ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国：カナダ、キューバ、エクアドル、ハイティ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

27. スーダンの人権をさらに改善する他の技術援助と能力開発(A/HRC/45/L.40)

主提案国：ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国：ドイツ、ハンガリー、オランダ、カタール、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国

当該国ステートメント：スーダン

コンセンサスで決議を採択

一般コメント、採択前・採択後ステートメント：ドイツ(欧州連合を代表)

28. 人権分野でのイエーメンの技術援助と能力開発(A/HRC/45/L.51)

主提案国：バーレーン

共同提案国：エジプト、クウェート、モーリタニア、サウディアラビア、ソマリア、スーダン、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエーメン、パチナ国

当該国ステートメント：イエーメン

コンセンサスで決議を採択

29. 人権分野でのソマリアへの援助(A/HRC/45/L.52)

主提案国：英国

共同提案国：アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、カタール、ルーマニア、スロヴァキア、ソマリア、スペイン、スーダン、トルコ、ウクライナ、イエーメン

当該国ステートメント：ソマリア

コンセンサスで決議を採択

一般コメント、採択前・採択後ステートメント：ドイツ(欧州連合を代表)

10月7日(水)午前 第37回会議

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

30. 安全保障理事会決議第1325号(2000年)の採択20周年にあたっての紛争と紛争後の状況での女性と女児の人権の推進と保護(A/HRC/45/L.24/Rev.1)

主提案国: スペイン

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イラク、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、テュニジア、トルコ、ウルグアイ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

一般コメント、採択前・採択後ステートメント: ペルー、ドイツ(欧州連合を代表)、メキシコ、デンマーク、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、インド、パキスタン

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の下での締約国の責務を再確認し、

総会が人権理事会を設立し、特に平和と安全保障、開発と人権が国連システムの柱であり、集団的安全保障と福利の土台であることを認めた2006年3月15日の総会決議第5/1も再確認し、開発と平和と安全保障と人権は、相互に関連し、相互に補強し合うものであることを再確認し、

人権理事会の制度構築に関する2007年6月18日の理事会決議第5/1号をさらに再確認し、「憲章」の下で国際平和と安全保障の維持に対する安全保障理事会の主たる責任を念頭に置いて、

女性・平和・安全保障のアジェンダを構成しており、理事会が特に紛争と紛争後の状況での女性と女児の人権に対処している、女性・平和・安全保障に関する2000年10月31日の安全保障理事会決議第1325号(2000年)とこれに続く相互に補強し合う決議---2008年6月19日の理事会決議第1820号(2008年)、2009年9月30日の第1888号(2009年)、2009年10月5日の第1889号(2009年)、2010年12月16日の第1960号(2010年)、2013年6月24日の第2106号(2013年)、2013年10月18日の第2122号(2013号)、2015年10月13日の第2242号(2015年)、2019年4月23日の第2467号(2019年)及び2019年10月29日の第2493号(2019年)---を想起し、

2020年は、安全保障理事会決議第1325号(2000年)の採択20周年を記すことに留意し、周年は、意識を啓発し、人権の完全実現に関する業績、好事例、課題を振り返ってみる貴重な機会を提供してい

ることを強調し、

仲裁、信用の構築に関する企画と意思決定、紛争防止と解決への女性の完全で平等で意味ある参画と平和と安全保障を維持し、推進するすべての努力へのそのかわりの重要性、及び性暴力とジェンダーに基づく暴力のような人権侵害を防止し、救済する必要性を再確認し、

女性・平和・安全保障のアジェンダを主流化する際の市民社会の重要な貢献及びこの点での女性団体を含めた市民社会との維持される対話の重要性を認め、

「私たちの世界を変革する：持続可能な開発 2030 アジェンダ」と題する 2015 年 9 月 27 日の総会決議第 70/1 号とジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するというすべての国々の公約を含め、そこに書かれている「持続可能な開発目標」を想起し、「北京宣言と行動綱領」の公約も想起し、

かなりの数の国々が、女性・平和・安全保障に関する国内行動計画を採択してきたという事実を歓迎し、まだこれを行っていない国々によるこれら計画の採択を奨励し、

紛争と紛争後の状況での女性難民と国内避難民を含めた女性と女児の人権侵害が、性暴力とジェンダーに基づく暴力、重複し、重なり合い形態の差別とサーヴィスへのアクセスの欠如を含め、依然として広がっており、通報不足であるが、紛争の防止と解決、平和構築及び平和維持への女性の完全で平等で意味のある参画が、依然として目標からは程遠いことに深い懸念を表明し、

女性と女児のエンパワーメントとジェンダー平等は国際平和と安全保障を維持する努力にとって極めて重要であることを認め、安全保障理事会決議第 1325 号(2000 年)とこれに続く相互に補強し合う決議の完全実施に対する根強い障害は、女性の人権とエンパワーメントと参画への献身的公約と一致したリーダーシップ、首尾一貫した情報と行動及び意思決定のあらゆるレベルでの女性のかかわりを築くための支援を通して初めて取り壊されることを強調し、

女性・平和・安全保障に関する事務総長の報告書¹と安全保障理事会決議第 1325 号(2000 年)の 20 周年に繋がる国連と加盟国のための活動勧告を念頭に置き、

女性と女児のすべての人権の推進、保護、成就への包括的取り組みの必要性と条約機関を含めた国連システムと人権理事会とそのメカニズムの作業のあらゆる側面にもっと組織的にジェンダーの視点を統合する必要性を認め、

ジェンダー平等の推進と武力紛争と紛争後の状況を含め、いつでも女性と女児の権利を推進し保護する国連条約機関の作業を歓迎し、紛争防止、紛争と紛争後の状況における女性に関する女子差別撤廃委員会の一般勧告第 10 号(2013 年)に留意し、

人権理事会とそのメカニズムが、関連する報告書で、紛争と紛争後の状況での性暴力とジェンダーに基づく暴力を文書化することを含め、いつでも女性と女児の人権を主流化するために努力してきたことという事実も歓迎し、

¹ S/2019/800。

1. 紛争の防止と解決及び平和構築と信頼構築における女性の重要な役割、平和と安全保障の維持と推進のためのあらゆる努力へその完全で平等で意味ある参画と完全なかかわりの重要性を認め、紛争防止と解決、仲裁、紛争後の再建、平和維持、調停、平和構築のあらゆるレベルの意思決定と実施で女性の完全で平等で意味ある参画を確保し支援するためにさらなる努力を払うよう国連システムと各国政府に要請する。

2. 特に女性仲裁ネットワーク、女性の市民社会団体、女性平和構築者、女性人権擁護者の、紛争防止と解決、仲裁、紛争後の再建、調停及び平和構築に関連するすべての関連活動の創設と実施への意味ある参画のための機能的環境を醸成し、支援するよう各国に要請する。

3. 紛争と紛争後の状況で行われる女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難し、「女性と女兒に対する暴力」という用語は性暴力に限られるわけではなく、そのような行為の脅し、強制または恣意的自由の剥奪を含め、身体的・性的・心理的害悪または苦しみという結果となるまたは結果となる可能性のあるジェンダーに基づく暴力行為が含まれることを認め、そのような行為が国際人権法と人道法の違反となる場合には、説明責任の効果的措置を要請する。

4. 検討中の国家に対する特別な行動志向の勧告を行うために、適宜国の報告書で女性・平和・安全保障のテーマに対する注意を高めることにより、普遍的定期的レビューを通して女性・平和・安全保障のアジェンダに関連して、人権の推進と保護を高めるよう各国を奨励する。

5. そのマンデートに従って、国に特化した関連作業と関連テーマ別報告書に女性・平和・安全保障のアジェンダから生じる紛争と紛争後の状況での女性と女兒の人権を適宜組織的に含めるよう国連人権高等弁務官に要請し、女性の人権擁護者、女性団体及び女性平和構築者と協議会を開催するよう高等弁務官を奨励する。

6. 女子差別撤廃委員会と紛争と紛争後の状況の女性と女兒の人権に関連しているその他の条約機関の勧告に相当の注意を払うようすべての国々を奨励し、紛争と紛争後の状況を含め、いつでも女性と女兒の権利に関連する国際人権責務を守る際に、これら国々の要請に基づいて、締約国を支援し続けるよう国連システムのすべての関連機関を奨励する。

7. 適宜、各国、人権理事会メカニズム及び関連ステイクホルダーに勧告を出す目的で、安全保障理事会決議第 1325 号(2000 年)とこれに続く人権理事会の作業で相互に補強し合う決議、つまりそのメカニズムのみならず関連決議で対処される紛争と紛争後の状況での女性と女兒の人権の主流化の現在の状況に関して、意見交換対話が続くことになっている分析的報告書を第 48 回会期で人権理事会に提出するよう高等弁務官に要請する。

31. 人道状況で、女性と女兒の人権の完全享受を推進し、保護し、成就する(A/HRC/45/L.46/Rev.1)

主提案国: フィジー

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マ

ルタ、マーシャル諸島、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、ウルグアイ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

一般コメント、採択前・採択後ステートメント：パキスタン(イスラム協力機構を代表)、アフガニスタン、デンマーク、ドイツ(欧州連合を代表)、メキシコ、ウルグアイ、ブラジル

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「子どもの権利に関する条約」を再確認し、すべての関連国際人権法と国際人道法条約を想起し、

国際人権法と国際人道法は、補足し、相互に補強し合うものであることを認め、すべての人の人権を尊重し、保護し、成就する国家の責務と人道状況で暮らしている人々が、国際法に従って、すべての人権の尊重と保護に対する資格があることを認め、

2016年3月23日の人権理事会決議第31/6号、2017年6月22日の第35/16号、2018年3月23日の第37/20号及び2018年9月27日の第39/10号、並びに理事会、人権委員会、総会及び安全保障理事会によって採択されたすべての関連決議を想起し、

「私たちの世界を変革する：持続可能な開発2030アジェンダ」と題する2015年9月27日の総会決議第70/1号及びジェンダー平等を達成し、万人のために司法へのアクセスを提供するというすべての国々の公約を含め、そこに書かれている「持続可能な開発目標」も想起し、

人権条約の策定、解釈、実施並びに人権理事会及びその様々なメカニズム及びその他の人権メカニズムの報告書、決議、決定におけるジェンダーと年齢の視点の継続中の統合を認め、

既存の人権問題がさらに悪化しており、新しい侵害と虐待が、人道緊急事態、強制移動、武力紛争及び突然の自然災害の始まりと始まりの遅い出来事を含めた自然災害を含めた人道状況で生じるかも知れないことも認め、

人道状況が既存の差別と不平等をさらに悪化させ、その新しいパターンと構造を生み出し、保健ケア・サービスと情報、住居、水、下水道、教育及び雇用へのアクセスをさらに損ない、女性と女兒による人権の享受に不相应な否定的インパクトを与える結果となる保護制度を崩壊させるかも知れないこともさらに認め、

厳しい資金の制約にもかかわらず、人道状況にある人々、特に難民、強制移動させられた人々、気候関連の出来事を含め、自然災害の突然の始まりと始まりの遅い出来事によって移動させられた人々を受け入れる開発途上国の努力を認め、感謝し、加盟国を含めた国際社会、関連国連機関及び人道行為者によって提供された人道支援を歓迎し、

2020年の2020年の世界の人道全体像の中での人道問題調整事務所によれば、約1億6,800万人の人々が人道援助と保護を必要とし、女性と女兒が人道状況で高い危険に直面するであろうということに懸念を表明し、

人道状況では、インフラとサービス提供の崩壊と司法制度を含めた制度の弱体化が、女性と女兒が経験したすべての人権侵害と虐待に対する司法と救済にアクセスすることを妨げる性暴力とジェンダーに基づく暴力、固定観念、汚名、不平等及び重複し重なり合う形態の差別と共に起こるかも知れないことを認め、

「市民的・政治的国際規約」の第2条3(a)、(b)及び(c)に書かれている効果的救済策の権利が、国家が尊重し、保護し、成就する責務を有する人権が侵害されたすべての人々の人権であることを念頭に置いて、

人道緊急事態を防止し、危険を削減し、これに備え、解決し、再建する努力へのサヴァイヴァーと被害者を含めた女性と女兒の意味ある参画、エンパワーメント、リーダーシップの重要性と人道状況での女性と女兒の人権の完全享受を保障するための説明責任への包括的取り組みの必要性を強調し、

国連のすべての加盟国、特に人権理事会の理事国は、総会決議第60/251号に従って、理事会とそのメカニズムと完全に協力するべきであることを繰り返し述べ、

1. 人道状況にある女性と女兒、国連加盟国、国連機関・基金・計画、条約機関、理事会の特別手続き、国内人権機関及び市民社会団体を含め、当該国、国際団体及び市民社会団体が協力できる場合には、説明責任に関する好事例、課題、学んだ教訓を含め、国内・地域・国際レベルでの人道状況における女性と女兒の完全享受を推進し、保護し、成就する包括的取り組みに関する分析的報告書を、第49回人権理事会に提出するよう国連人権高等弁務官に要請する。

32. 子どもの権利: 健全な環境と通した子どもの権利の実現(A/HRC/45/L.48/Rev.1)

主提案国: ドイツ(欧州連合を代表)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェキア、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、グアテマラ、ガイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ジャマイカ、カザフスタン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モンテネグロ、ナミビア、ネパール、オランダ、ニカラグア、北マケドニア、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、テュニジア、ウクライナ、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

ロシア連邦提案の2つの修正案を否決

コンセンサスで決議を採択

一般コメント、採択前・採択後ステートメント: ドイツ(欧州連合を代表)、バハマ、メキシコ、ウクライナ、インド、ウルグアイ、アルゼンチン、オーストラリア

33. 人権侵害防止への人権理事会の貢献(A/HRC/45/L.32)

主提案国: シエラレオネ、スイス

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、チェキア、エストニア、フィジー、フランス、ジョージア、ハイティ、アイスランド、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リアニア、マーシャル諸島、ノルウェー、パラグアイ、スウェーデン、ウルグアイ

賛成 32 票、反対 3 票、棄権 11 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、チリ、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、フィジー、デンマーク、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、メキシコ、ネパール、オランダ、ペルー、ポーランド、カタール、韓国、セネガル、スロヴァキア、スペイン、トーゴ、ウクライナ、ウルグアイ

反対 3 票: バーレーン、カメルーン、ヴェネズエラ

棄権 11 票: バングラデシュ、エリトリア、インド、インドネシア、モーリタニア、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、ソマリア、スーダン

一般コメント、採択前・採択後ステートメント: ドイツ(欧州連合を代表)、カメルーン、**日本**、オーストラリア、ウルグアイ、インド、ヴェネズエラ、パキスタン、フィリピン、デンマーク、スーダン

34. 人権の分野での技術協力と能力開発の強化(A/HRC/45/L.26)

主提案国: タイ

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、ベルギー、ブータン、ブラジル、カナダ、チリ、ドミニカ共和国、フィジー、フィンランド、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、インドネシア、ラオ人民民主主義共和国、ルクセンブルグ、マレーシア、モルディヴ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、シンガポール、ソマリア、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ヴェトナム

コンセンサスで決議を採択

35. フィリピンの人権推進と保護のための技術協力と能力開発(A/HRC/45/L.38)

主提案国: アイスランド、フィリピン

共同提案国: ハンガリー、インド、ネパール、ノルウェー、タイ、トルコ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

一般コメント、採択前・採択後ステートメント: **日本**、メキシコ、ドイツ(欧州連合を代表)

10月7日(水)午後 第37回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

36. コンゴ民主共和国の人権分野での技術援助と能力開発(A/HRC/45/L.53)

主提案国: ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: トルコ

コンセンサスで決議を採択

採択前・採択後ステートメントまたは一般コメント：ドイツ(欧州連合を代表)、カメルーン

37. 中央アフリカ共和国の人権分野での技術援助と能力開発(A/HRC/45/L.54)

主提案国：ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)

共同提案国：トルコ、英国

当該国ステートメント：中央アフリカ共和国

コンセンサスで決議を採択

採択前・採択後ステートメントまたは一般コメント：ドイツ(欧州連合を代表)、カメルーン

決議採択後のオブザーヴァー国による一般コメント：スイス(諸国グループを代表)、キューバ、エジプト、英国、スイス、アゼルバイジャン、中国、トルコ、エチオピア

閉会ステートメント：ハイティ(諸国グループを代表)、インドネシア、モーリシャス、カタール、ヴェトナム、オーストラリア、国際人権サーヴィス

第46回人権理事会は、2021年2月22日から3月19日まで開催の予定。

以上